

第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画



泉南市マスコットキャラクター
「せんなんくまじろう泉南熊寺郎」 ”せんくま”

令和5年3月

泉南市

はじめに

本市では、3次にわたり「泉南市母子家庭等自立促進計画」「第二次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の方々の自立を支援するための様々な施策を総合的にかつ計画的に進めて参りました。

ひとり親家庭等は、子育てと生計を一人で担うこととなり、就業や収入、子どもの養育等の面で様々な困難を抱えており、経済的基盤が弱く厳しい状況にあることに加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響や、国際的な供給制約に左右されている状況等で経済状況は低迷傾向にあり、本市としても、こうした課題と向き合い、ひとり親家庭等のニーズに応じた、きめ細かで充実した支援の必要性が高まっています。

このような状況をふまえ、引き続きひとり親家庭等の方々に対する総合的な支援施策を推進するため、「子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、親としての自信と責任を持ち、子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、子どもたちがすくすくと健やかに育つまち」を基本目標として、「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

今後も、本計画の基本理念に基づき、様々な困難と心配を抱えているひとり親家庭等の方々が、安心して子育てや日々の生活を送ることができるように関係機関・関係団体と連携を図りながら、総合的な支援に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご助言をいただきました「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

泉南市長 **山本 優真**



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	4
第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況	5
1. データからみえる泉南市の状況.....	5
2. ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況.....	8
3. ひとり親家庭等の生活実態と意識.....	11
第3章 計画の基本的な考え方	36
1. 計画の基本目標.....	36
2. 施策推進にあたっての視点.....	37
3. 計画の体系.....	39
第4章 具体的な取り組み	40
1. 相談支援・情報提供.....	40
2. 子育て・生活支援.....	43
3. 経済的支援.....	46
4. 就労支援.....	48
5. 養育費の確保に向けた継続的な支援.....	50
6. 人権尊重・啓発・教育.....	51
第5章 推進体制と進行管理	53
1. 関係機関・各種団体との連携.....	53
2. 計画の進行管理.....	53
参考資料	54
1. 計画策定の経過と体制.....	54
2. 関係機関等における取り組み状況.....	57
3. 用語の解説.....	62



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）は、子育てや生計などを一人で担っており、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することがあります。

国においては、平成28年に児童扶養手当法が改正され、第2子以降の加算額が倍増されました。平成30年度には児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ、令和元年からは児童扶養手当の支払回数の見直し等、支援施策の充実が図られています。

また、近年、子どもの貧困が社会問題となる中、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在及び将来における生活向上を目的に、ひとり親に対する就労支援を含む総合的な支援の推進が掲げられました。

しかしながら、低賃金や不安定な雇用条件などの就業面や子育てとの両立などの生活面において、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、ひとり親家庭が自立して安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることができるよう、支援の充実を図る必要があります。

本市では、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）の生活の安定と向上を図り、就業・自立等に向けた様々な取り組みを進めるため、平成20年3月に第1次の「泉南市母子家庭等自立促進計画」、平成25年3月に「第二次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」、平成30年3月に「第3次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、総合的・計画的な施策の推進に努めてきました。

本市の前計画が令和4年度をもって終了することから、国・大阪府の動向や本市のひとり親家庭等を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



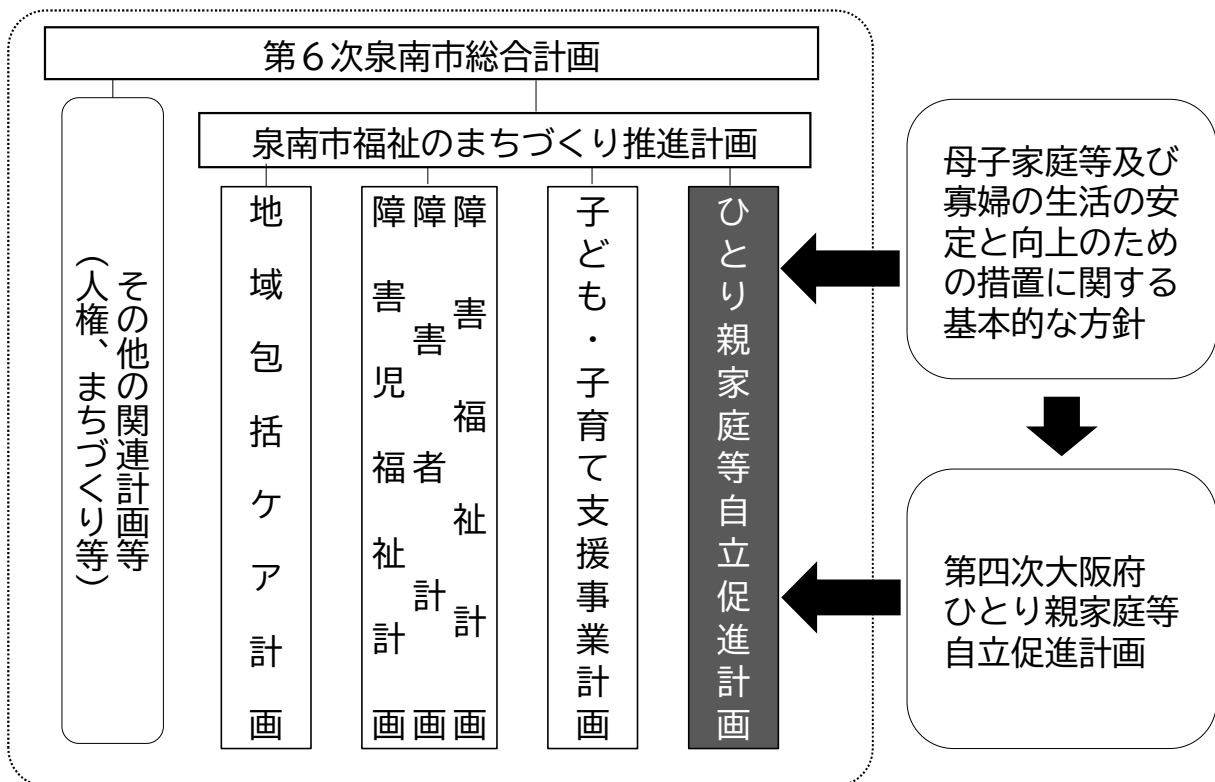
2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に定める「自立促進計画」であり、母子家庭・父子家庭・寡婦の自立支援を総合的に推進するための「基本計画」として位置づけるものです。

また、「第6次泉南市総合計画」及び「泉南市福祉のまちづくり推進計画」を上位計画とし、「泉南市子ども・子育て支援事業計画」などの子育て支援、人権教育、住宅、就労支援等各行政分野の施策・事業や計画との整合・調整を図るとともに、「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」との整合性に留意しながら策定しています。

【計画の位置づけ】



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間中、状況の変化によって見直しの必要性が生じた場合には、適宜計画の見直しを行うこととします。



(3) 計画の対象

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第11条に定める「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえ、母子家庭、父子家庭、寡婦を対象としています。

また、それぞれの定義と計画中の表記については次のとおりですが、施策の中には市民全般や、企業、関係機関・団体などを対象とするものも含んでいます。

母子家庭	離婚、死別などにより配偶者のない女性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
父子家庭	離婚、死別などにより配偶者のない男性が、20歳未満の児童を扶養している家庭
寡婦	配偶者のいない女性で、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある方
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭・父子家庭及び寡婦



3. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画策定の基礎資料とするため、市内に在住するひとり親家庭等の方々を対象に、生活の状況や意識などを把握するアンケート調査（「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」）を実施するとともに、ひとり親家庭の支援に関わる関係機関を対象に、支援の状況や課題などを把握するアンケート調査（「ひとり親家庭支援に関する関係機関調査」）を実施しました。

(2) 第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会による検討

ひとり親家庭等に対する施策のあり方を広く検討する場として、泉南市母子寡婦福祉会をはじめとする市民及び関係団体・関係機関の代表で構成される「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会」を開催し、計画策定に向けた協議を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画を立案する過程において趣旨・内容等を広く公表し、市民からの意見を聴取することで計画に反映するため、令和5年1月1日から1月31日までの期間で、パブリックコメントを実施しました。



第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

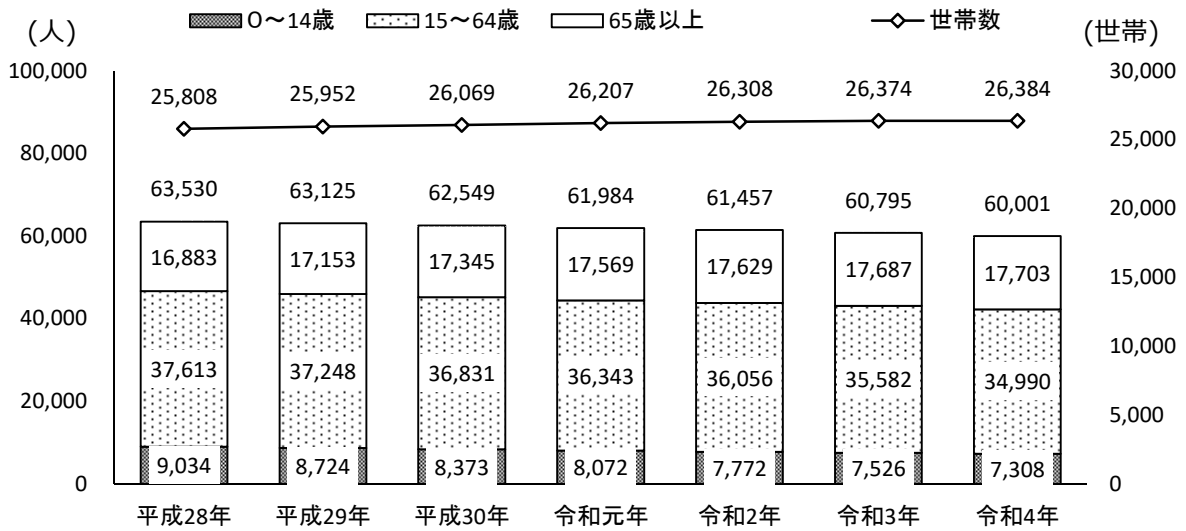
1. データからみえる泉南市の状況

(1) 人口・世帯の状況

令和4年3月末、泉南市の人口は60,001人、世帯数は26,384世帯です。総人口は年々減少していますが、核家族化の進行に伴い世帯数は増加しています。

年齢別に見ると、0～14歳・15～64歳の人口は年々減少していますが、65歳以上の人口は増加しています。令和4年の高齢化率は29.5%となっています。

【年齢構成別人口と世帯数の推移】



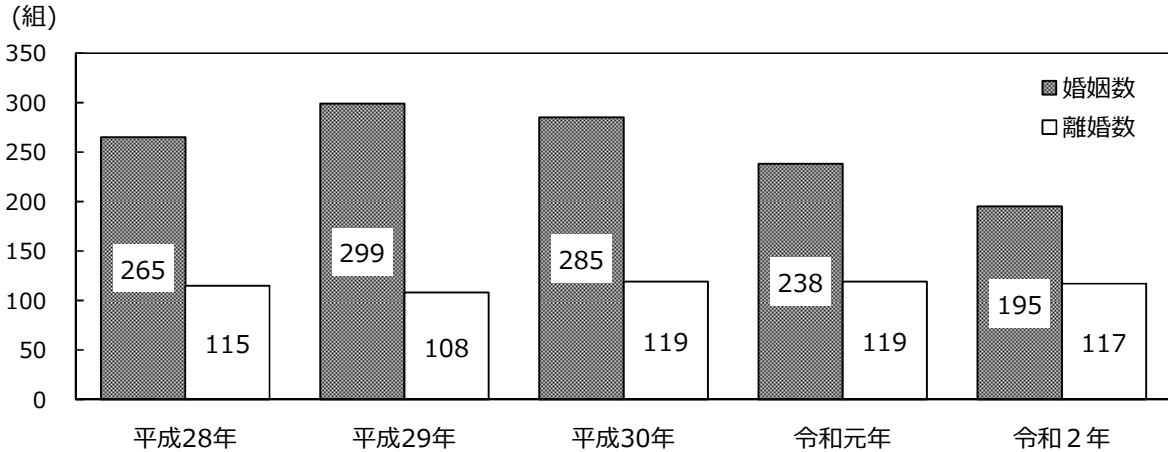
出典：住民基本台帳（各年3月末現在）



(2) 婚姻・離婚の状況

泉南市の婚姻数は増減はありながらも減少傾向で、令和2年は195組となっています。離婚数は横ばいで推移しており、令和2年は117組となっています。

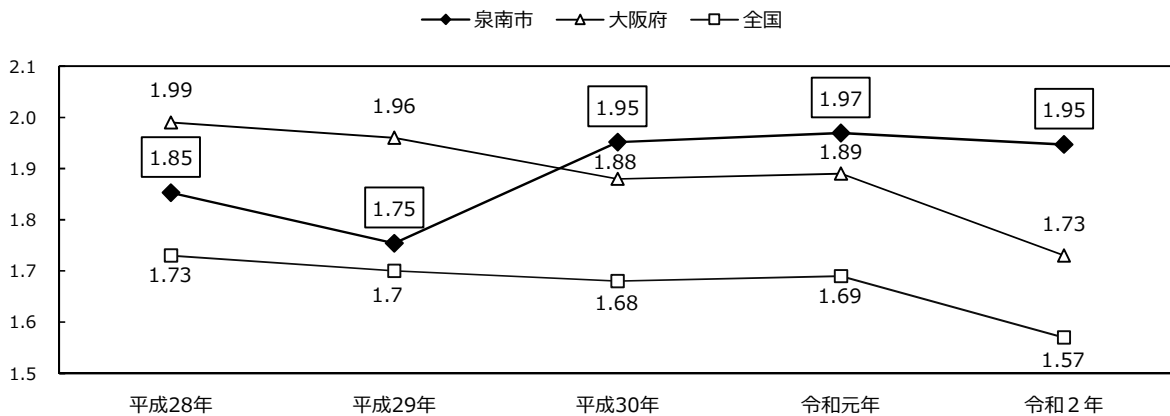
【泉南市の婚姻数・離婚数の推移】



出典：人口動態統計

泉南市の離婚率（人口千人あたり離婚数）は、平成30年以降、大阪府・全国を上回って推移しています。

【離婚率（人口千人あたり離婚数）の泉南市・大阪府・全国の推移】



出典：人口動態統計



(3) ひとり親家庭等の状況

国勢調査では、ひとり親世帯のうち、未婚、死別または離別の母親あるいは父親と20歳未満の子どものみで構成される一般世帯を母子世帯、あるいは父子世帯とといいます。

母子世帯の推移を見ると、平成22年をピークとして減少に転じています。一方、父子世帯の推移を見ると、増減がありながら、50世帯前後で推移しています。

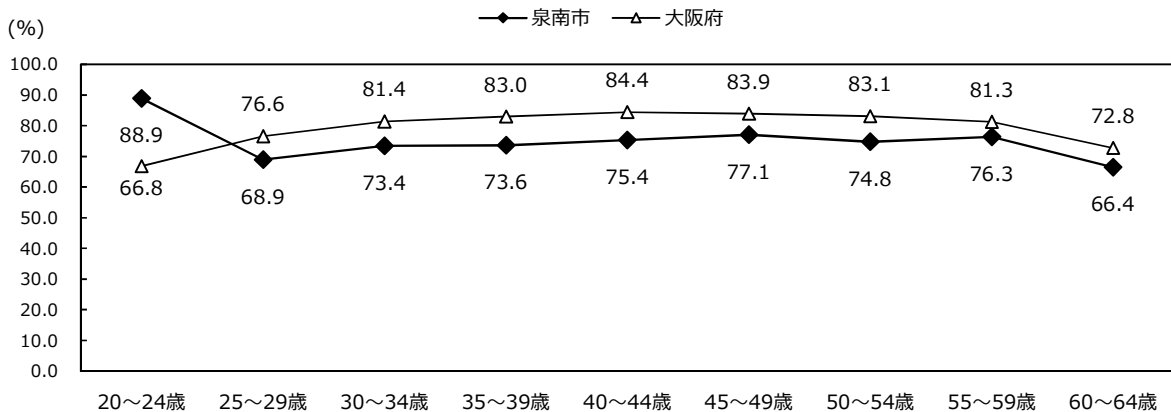
【母子世帯・父子世帯の推移（単位：世帯）】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	260	322	445	490	485	369
うち6歳未満の子どものいる世帯	44	81	105	84	94	67
父子世帯	43	40	57	57	44	47
うち6歳未満の子どものいる世帯	3	5	9	4	3	6
合計	303	362	502	547	529	416
うち6歳未満の子どものいる世帯	47	86	114	88	97	73

出典：国勢調査

ひとり親家庭等のうち、最も多くを占めている離別した女性の就業率について大阪府平均と比較したところ、泉南市では20代前半を除く年代で就業率が大阪府平均を下回っています。

【離別女性の年代別就業率】



出典：国勢調査（令和2年）



2. ひとり親家庭等を対象とした施策の実施状況

泉南市では、平成30年3月に策定した前計画に基づき、施策を推進してきました。主な取り組みは以下のとおりです。

基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取り組み	関連する主な取り組み
相談支援・ 情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○母子・父子自立支援員による相談支援 離婚前や離婚後の相談に応じ、生活の安定や自立に向けて必要な情報提供や助言を行い、離婚前から一貫した支援体制づくりを行っています。 ○母子・父子自立支援のプログラムの策定と支援 母子・父子自立支援プログラム策定員や関係機関と連携して自立に向けた継続的な就労支援を行っています。 ○母子寡婦福祉会などとの市民団体とのネットワークづくり 同じ立場で気軽に相談できる場として母子寡婦福祉会などの市民団体との連携強化をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やウェブサイトなどによる各種制度・サービスの周知・広報 ○各種相談事業とその周知（子ども相談（家庭児童相談）、各種健康相談、女性相談、人権相談、就労支援相談、弁護士による法律相談、社会福祉協議会の心配ごと相談、母子父子福祉推進委員や民生委員児童委員による相談など） ○相談しやすい体制づくり ○こころのケアの充実
子育て・ 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所の優先入所 ひとり親家庭の親が就労や就職活動、職業訓練を十分に行うことができるように優先入所について配慮しています。 ○面会交流に向けた相談 相談時に助言や情報提供を行えるよう、相談機能の強化を図ります。 ○日常生活支援事業の実施 本事業については、15年以上利用がなく、昨今のニーズとしてはコロナ禍の影響もあり在宅支援よりも自宅外での支援が必要とされたため、令和2年度に事業を廃止しました。 ○母子生活支援施設入所事業 主にDVで保護を必要とされる場合や生活上の困難な場合に母子で入所し早期自立に向けた助言、指導等の支援に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健診未受診児等の家庭訪問事業、乳幼児家庭全戸訪問事業 ○各種保育サービス ○留守家庭児童会事業 ○地域子ども・子育て支援事業 ○学習支援 ○公営住宅入居募集時の配慮
経済的 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当の給付 生活の安定と自立の促進に寄与し福祉の増進を図るため、情報提供を行いながら適正な支給業務の実施を行います。 ○ひとり親家庭医療費の助成 ひとり親家庭等に対し、自己負担額の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、健康の保持増進と福祉の増進を図ります。 ○母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供や相談を行い、適正な貸付業務を実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種制度の周知 ○子どもの教育・進学援助



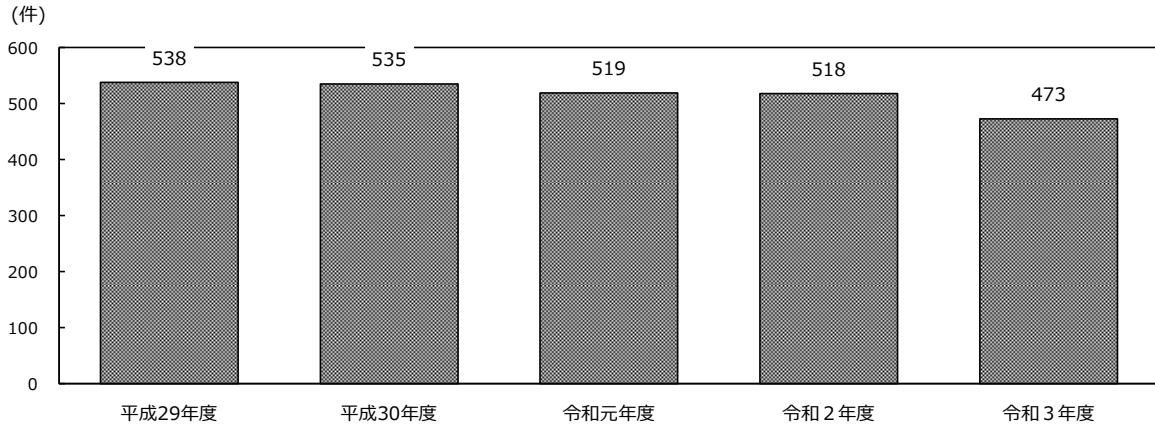
基本方向	ひとり親家庭等を対象とした取り組み	関連する主な取り組み
<p>就労支援</p>	<p>○母子・父子自立支援プログラムの策定と支援</p> <p>就労に関する相談について、母子・父子自立支援プログラム策定員と自立支援員がハローワークや企業と連携し就労支援に努めます。市役所での出張相談会に参加できない場合はハローワークへの同行支援を行っています。</p> <p>また、母子寡婦福祉連合会やハローワーク等が開催する講習会やセミナーの情報提供や申込を行っています。プログラム策定により各機関との連携強化に努めます。</p> <p>○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給</p> <p>ひとり親家庭の自立支援事業講座の修了者に対し受講費用の一部を助成しています。資格取得後の就労支援も併せて行い効果的な実施に努めます。</p> <p>○ひとり親家庭高等職業訓練促進費の支給</p> <p>事前相談後、就業に結び付きやすく経済的自立に効果的な資格取得をするため、養成機関で受講するときの生活費の支援をしています。</p>	<p>○地域就労支援事業</p> <p>○職業能力開発事業</p> <p>○福祉から就労支援事業</p> <p>○技能習得資金・生活資金の貸付</p> <p>○各種貸付の情報提供・相談</p> <p>○事業者への公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び研修会等の情報提供</p>
<p>養育費の確保に向けた支援</p>	<p>○養育費に関する社会的認識の醸成</p> <p>○養育費の取得に向けた情報提供</p> <p>養育費の認識が深まるように関係機関と連携し、パンフレット、チラシの配架などの広報・啓発活動を推進し、取り決め、取得手続きについても情報提供を行います。</p> <p>○母子・父子自立支援員の相談技能の向上</p> <p>個々のニーズに応じて適切な相談支援ができるように関係機関が行う研修に参加し、相談技能の向上に努めます。</p>	<p>○法律相談</p>
<p>人権尊重・啓発・教育</p>	<p>○ひとり親家庭等も含め、市民全般を対象として施策・事業を実施しています。</p>	<p>○人権教育・人権啓発の推進</p> <p>○せんなん男女平等参画プランの推進</p> <p>○事業者への公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び研修会等の情報提供</p> <p>○DVに関する相談・援助</p> <p>○家族に関する意識啓発と講座等の実施</p>



第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

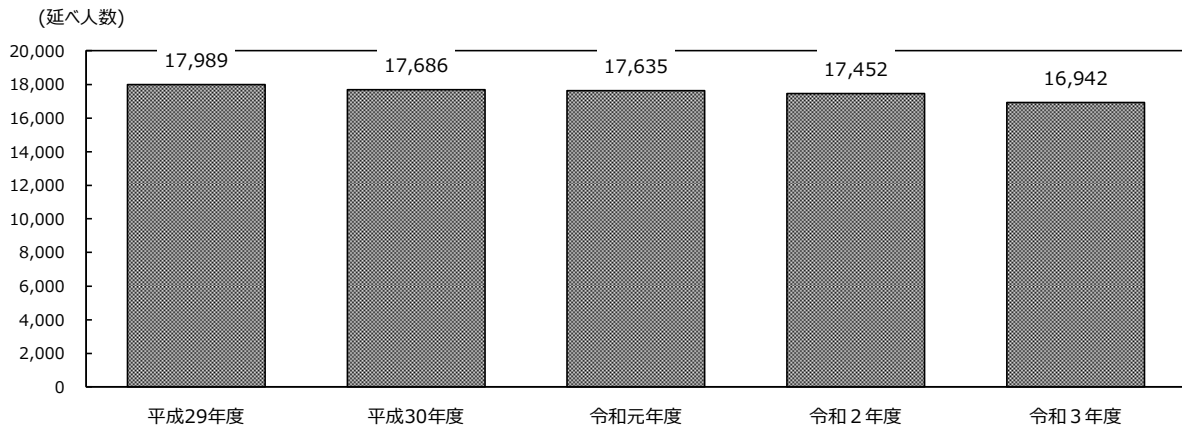
ひとり親家庭を対象とした児童扶養手当の申請状況を見ると、平成29年度以降、減少する傾向にあります。

【児童扶養手当申請状況（単位：世帯）】



ひとり親家庭医療の受給状況を見ると、平成29年度以降、減少する傾向にあります。

【ひとり親家庭医療受給状況（単位：受給者延べ人数）】



その他、ひとり親家庭等に関わる事業の実施状況は次のとおりです。

【ひとり親家庭に関わる各種事業の実施状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
母子・父子自立支援員による相談支援件数	455件	483件	480件	514件	486件
母子家庭等高等職業訓練促進費支給人数	3人	3人	3人	3人	7人
母子・父子自立支援プログラム策定件数	相談52件 策定29件	相談52件 策定32件	相談36件 策定17件	相談61件 策定33件	相談50件 策定30件
DVIに関する相談件数	15件	12件	7件	10件	19件



3. ひとり親家庭等の生活実態と意識

(1) 調査方法と回収状況

本計画策定の基礎資料とするため、市内に在住するひとり親家庭等の方々を対象に、生活の状況や意識などを把握するアンケート調査（「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」）を実施しました。

また、ひとり親家庭の支援に関わる関係機関を対象に、支援の状況や課題などを把握するアンケート調査（「ひとり親家庭支援に関する関係機関調査」）を実施しました。

調査の方法や回収状況は次のとおりです。

【アンケート調査の実施概要】

	ひとり親家庭等調査	関係機関調査
対象	市内に在住するひとり親家庭等 563件（悉皆調査）	保育所、幼稚園、小学校、中学校、 留守家庭児童会、人権協会、ファミ リーサポートセンター、ここサポ 泉南
調査方法	児童扶養手当の現況届と併せた配 布・市役所窓口における回収	郵送による配付・回収
調査期間	令和4年8月1日から8月31日	令和4年7月4日から7月20日
目的・活用	ひとり親家庭等の生活の状況や意 識などを把握	ひとり親家庭の支援の状況や課題 などを把握
配布数	563件	43件
回収数	387件	37件
回収率	68.7%	86.0%
有効回収数	384件	37件
有効回収率	68.2%	86.0%

- 図表中の「n」とは、回答者総数（または該当質問での該当者数）のことです。
- 図表中の数字は、特に断り書きのないかぎりすべて構成比を意味し、単位は%です。
- 集計は、小数点第2位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が100.0%前後になる場合があります。また、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。
- クロス集計内の網掛けは、クロス項目（表側の項目）ごとの上位3項目を示しており、数値が大きくなるにしたがって網掛けの色が濃くなります。



(2) 主な集計結果

①ひとり親家庭等調査

◆回答者の年齢（単数回答）

	16 ～ 19 歳	20 ～ 24 歳	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 歳 以上	不明・無回答
母子家庭(n=347)	0.6	3.2	9.5	13.8	20.2	22.2	19.9	8.6	1.7	0.3	0.0
父子家庭(n=22)	0.0	4.5	9.1	13.6	18.2	22.7	13.6	9.1	0.0	9.1	0.0
寡婦(n=11)	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	72.7	9.1

- 母子家庭・父子家庭ともに、「40～44歳」がそれぞれ22.2%と22.7%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「60歳以上」が72.7%で最も多くなっています。

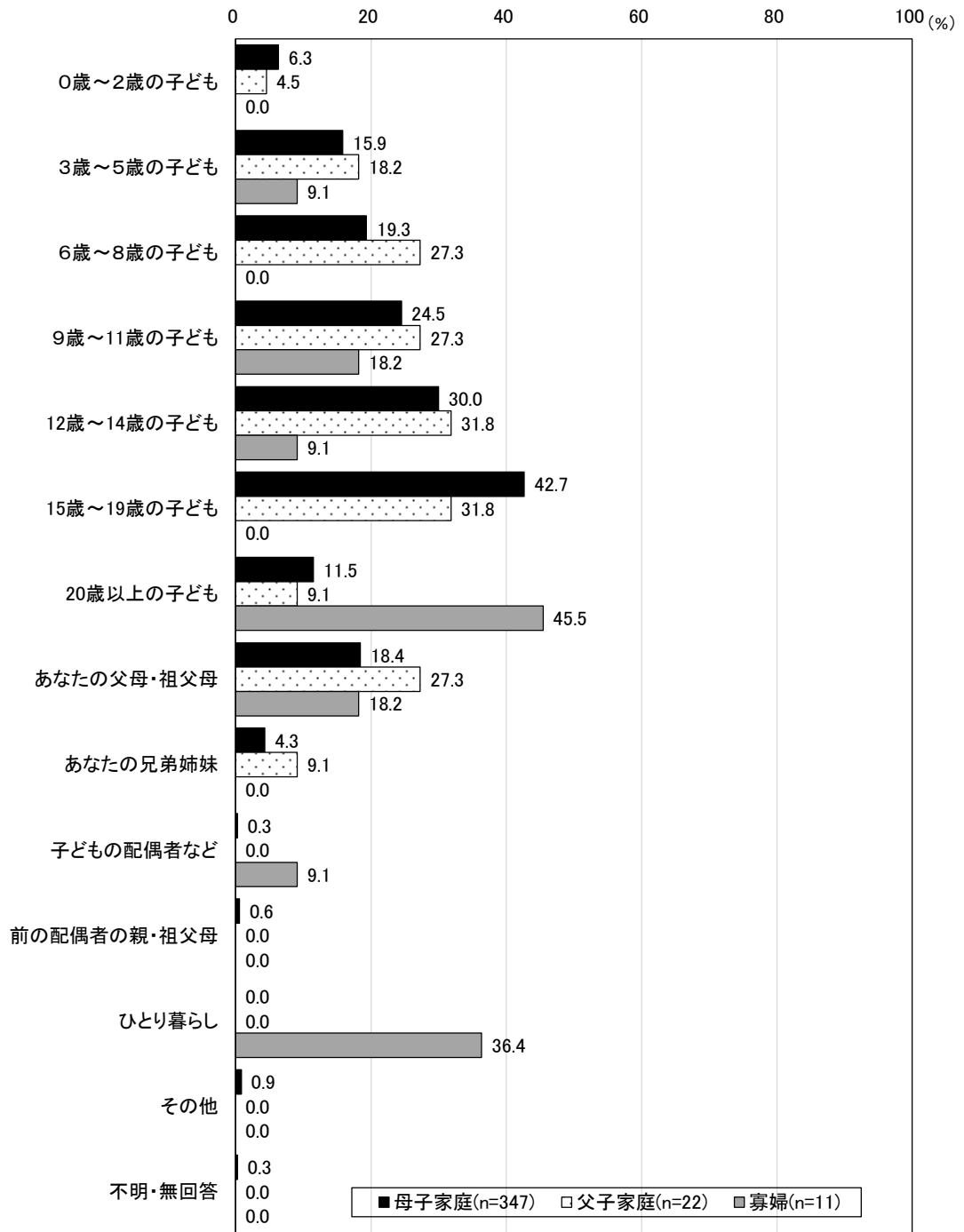
◆ひとり親家庭となった理由（単数回答）

	配偶者の死亡	離婚（性格の不一致）	離婚（暴力）	離婚（異性問題）	離婚（経済的理由）	離婚（その他の理由）	未婚	行方不明	その他	不明・無回答
母子家庭(n=347)	0.6	29.7	9.2	15.9	13.3	17.9	8.6	0.3	0.6	4.0
父子家庭(n=22)	4.5	27.3	0.0	36.4	4.5	22.7	0.0	0.0	4.5	0.0
寡婦(n=11)	72.7	9.1	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- 母子家庭は、「離婚（性格の不一致）」が29.7%で最も多くなっています。
- 父子家庭は、「離婚（異性問題）」が36.4%で最も多くなっています。
- 寡婦は、「配偶者の死亡」が72.7%で最も多くなっています。



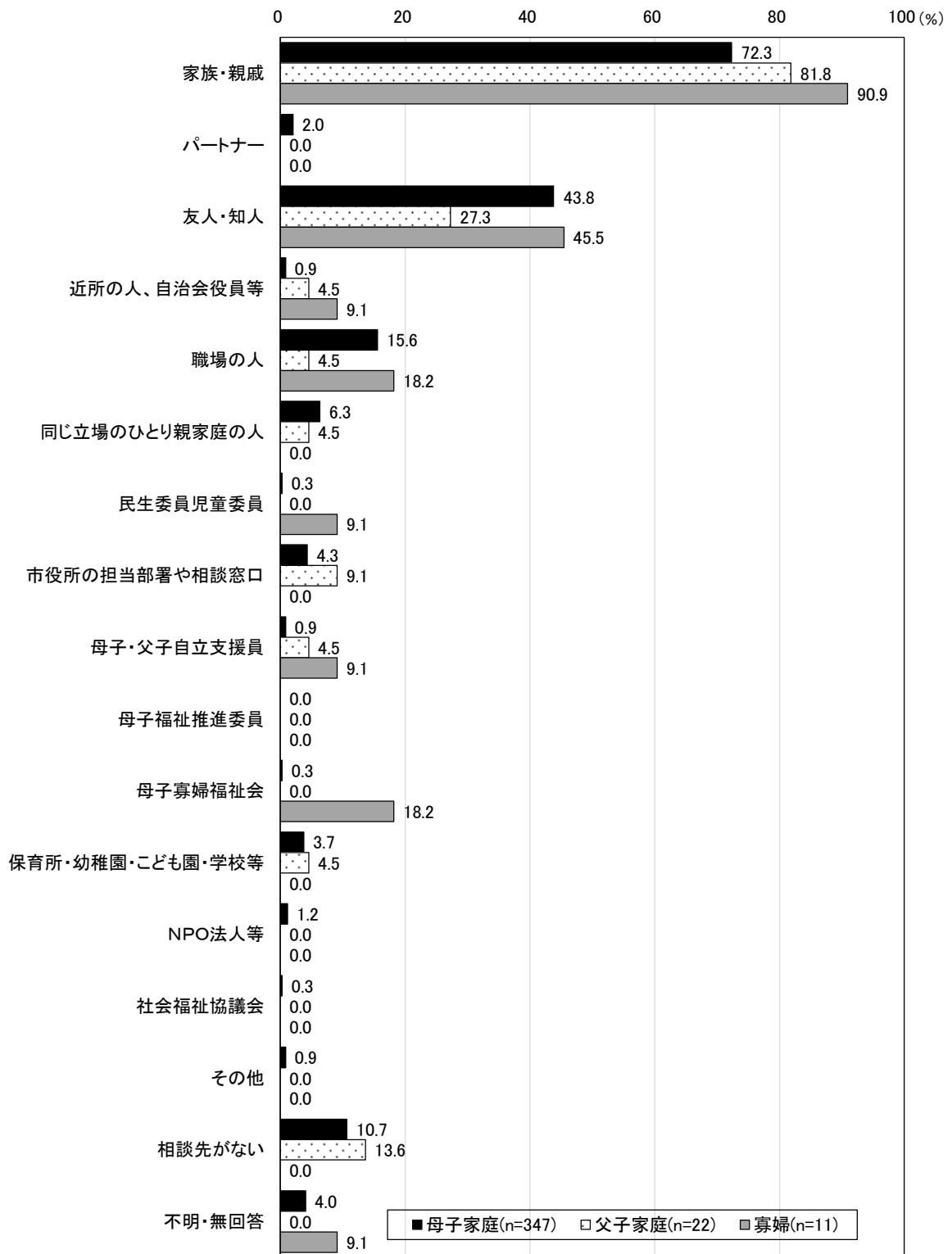
◆一緒に住んでいる家族（複数回答）



- 母子家庭は、「15歳～19歳の子ども」が42.7%で最も多くなっています。
- 父子家庭は、「12歳～14歳の子ども」と「15歳～19歳の子ども」が、ともに31.8%で最も多くなっています。
- 寡婦は、「20歳以上の子ども」が45.5%で最も多くなっています。



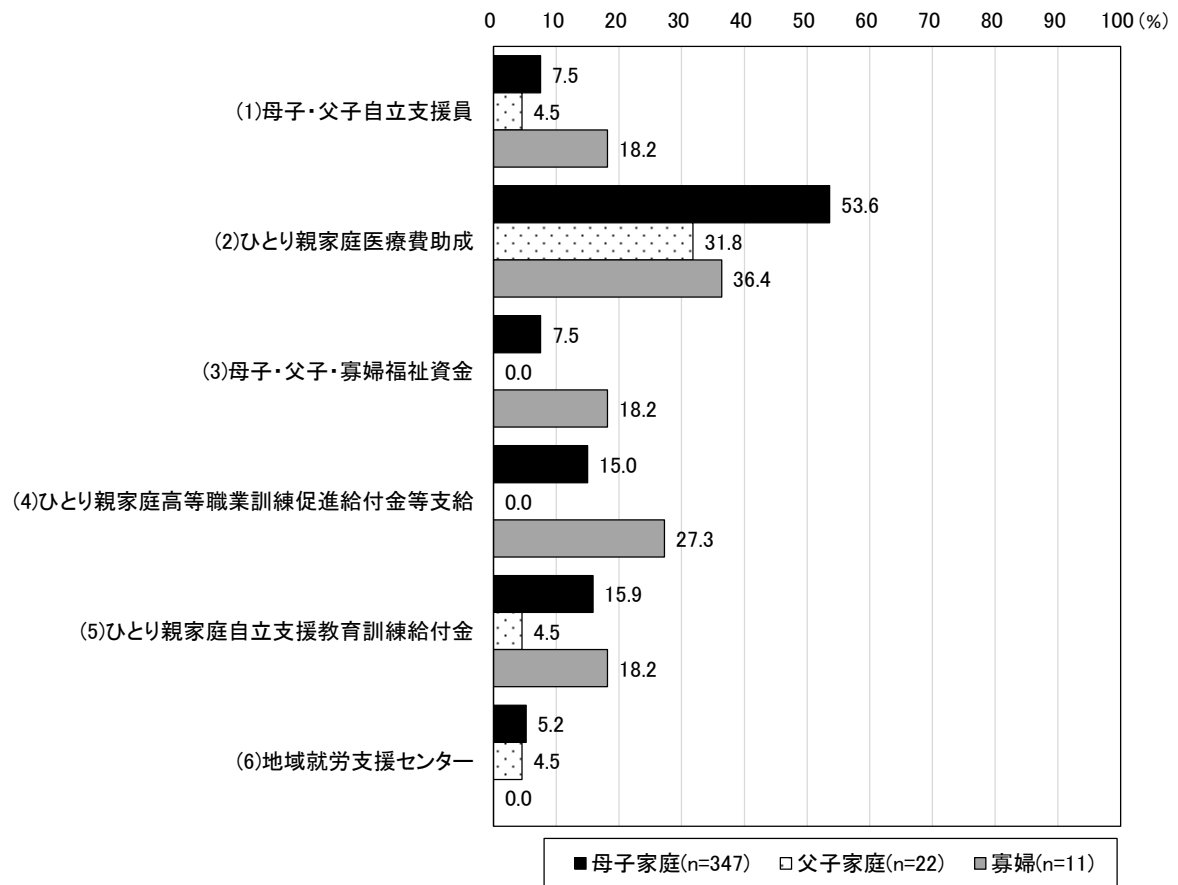
◆困ったことがあるときの相談先（複数回答）



- 母子家庭・父子家庭・寡婦ともに、「家族・親戚」がそれぞれ72.3%と81.8%と90.9%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「近所の人、自治会役員等」「民生委員児童委員」「母子・父子自立支援員」「母子寡婦福祉会」が他の世帯と比べて多くなっています。
- 母子家庭は10.7%、父子家庭は13.6%が「相談先がない」と回答しています。



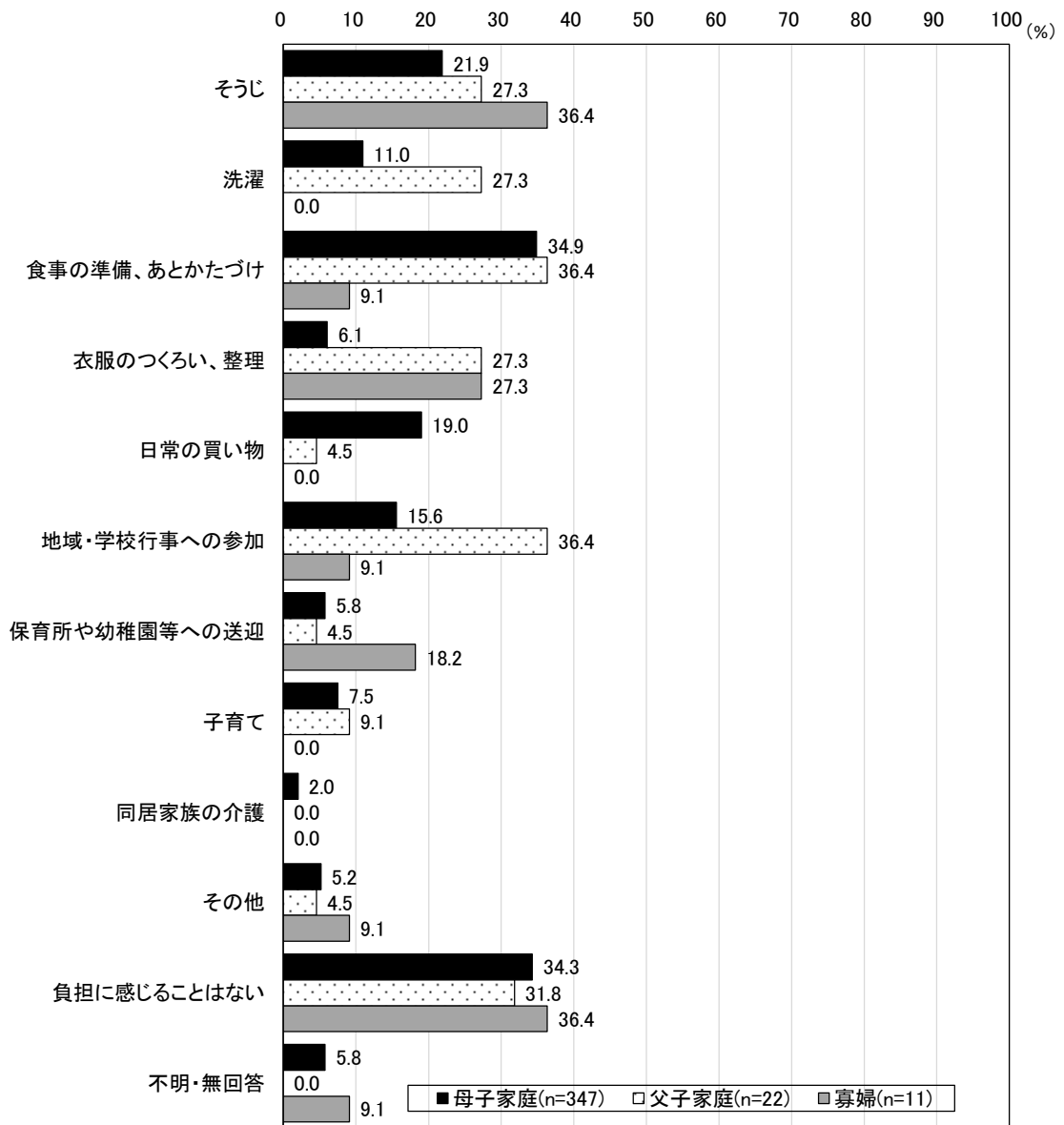
◆各種施設や制度・施策の認知度（「内容も知っている」と「利用したことがある」の和）



- 各種施設や制度・施策の認知度を尋ねたところ、「ひとり親家庭医療費助成」の認知度（「内容も知っている」と「利用したことがある」の和）は、母子家庭で53.6%、父子家庭で31.8%、寡婦で36.4%となっています。
- それ以外の、「母子・父子自立支援員」「母子・父子・寡婦福祉資金」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」「地域就労支援センター」の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに2割以下となっています。

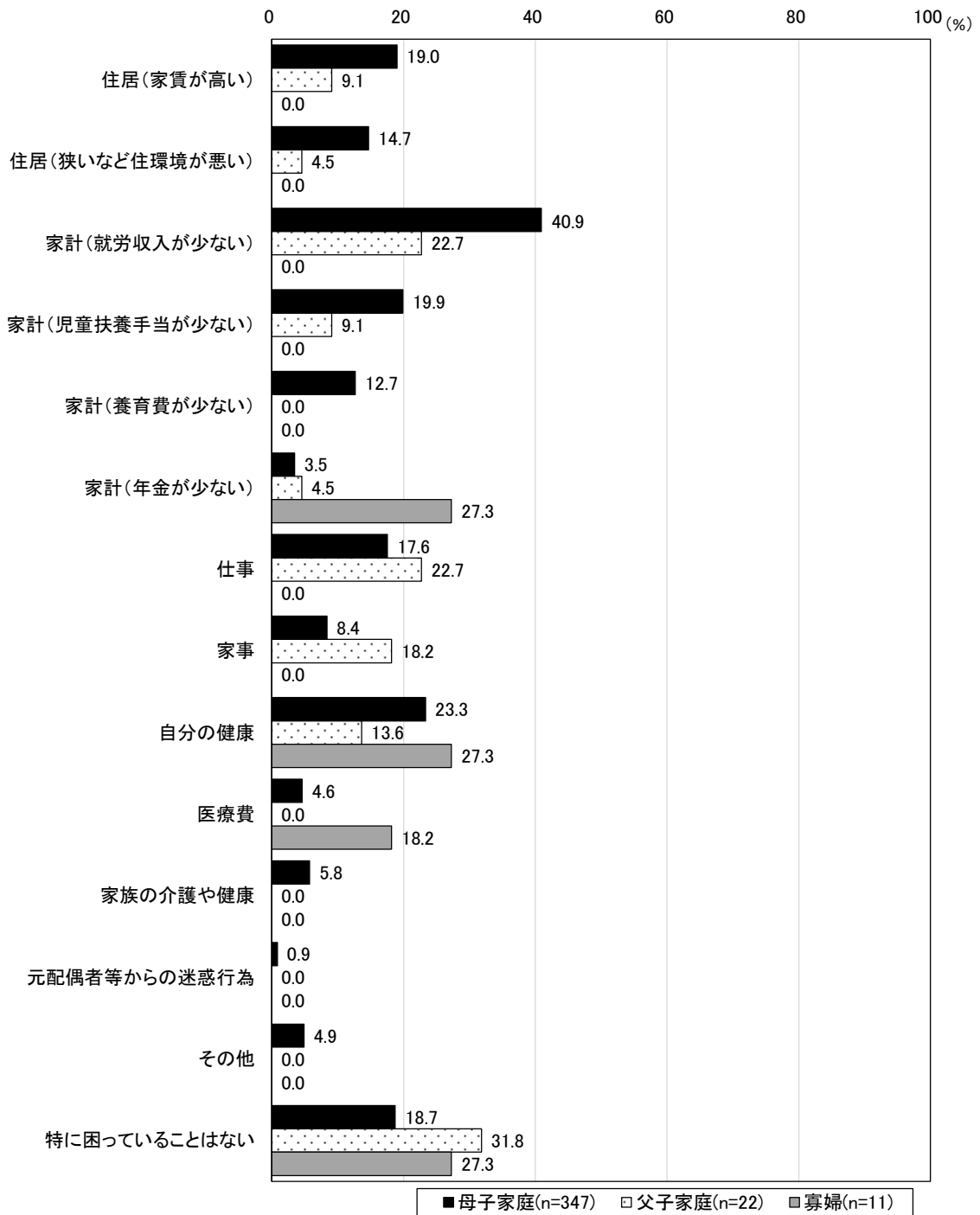


◆日常生活の中で負担になっていること（複数回答）



- 母子家庭は、「食事の準備、あとかたづけ」が34.9%で最も多くなっています。
- 父子家庭は、「食事の準備、あとかたづけ」と「地域・学校行事への参加」が、ともに36.4%で最も多くなっています。「洗濯」「衣服のつくろい、整理」「地域・学校行事への参加」が他の世帯と比べて多くなっています。
- 寡婦は、「そうじ」と「負担に感じることはない」が、ともに36.4%で最も多くなっています。「衣服のつくろい、整理」が他の世帯と比べて多くなっています。

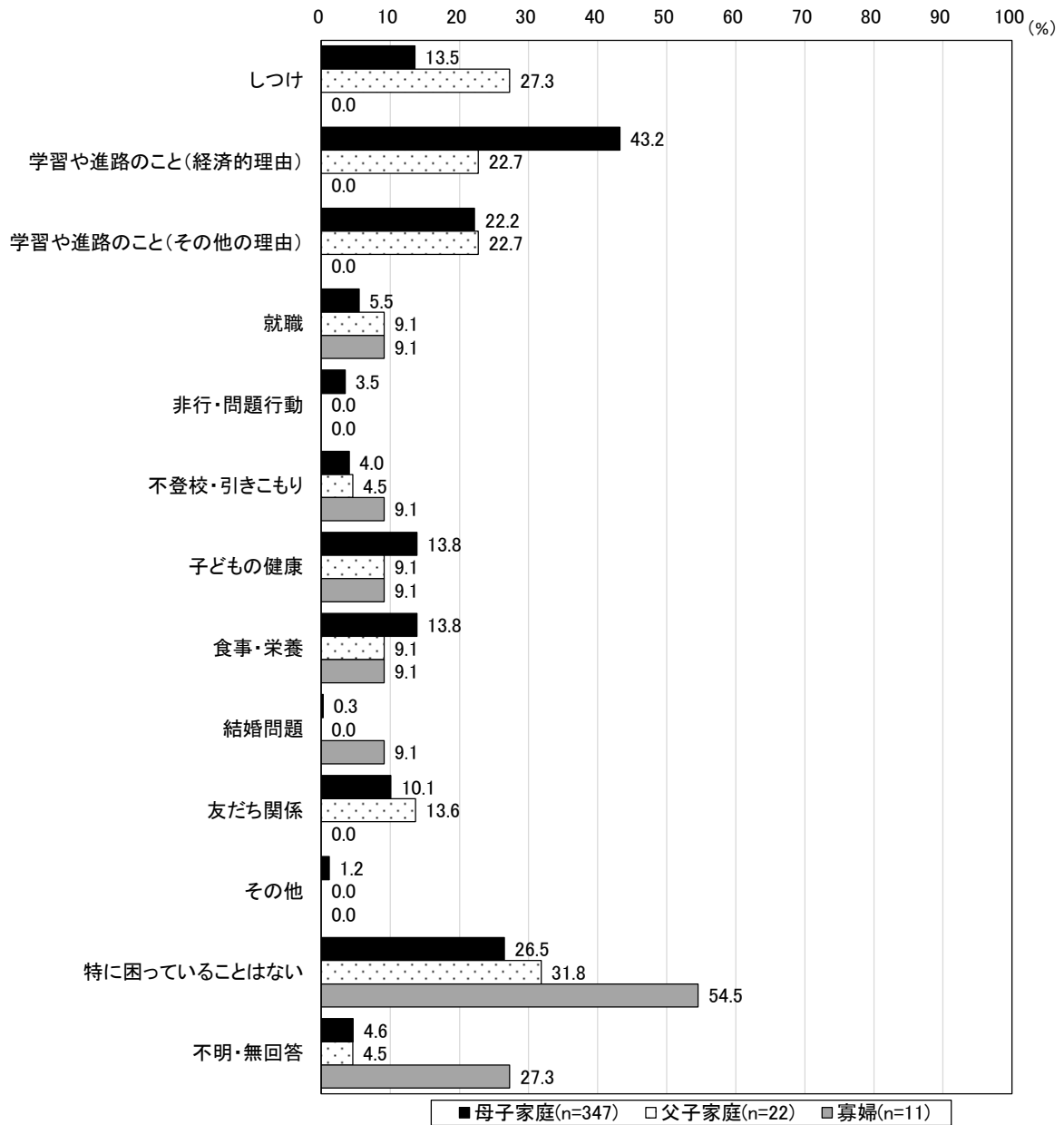
◆自分のことで困っていること（複数回答）



- 母子家庭は、「家計（就労収入が少ない）」が40.9%で最も多く、他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭は、「特に困っていることはない」が31.8%で最も多くなっています。
- 寡婦は、「家計（年金が少ない）」と「自分の健康」と「特に困っていることはない」が、ともに27.3%で最も多くなっています。「家計（年金が少ない）」「医療費」が他の世帯と比べて多くなっています。



◆子どものことで困っていること（複数回答）



- 母子家庭は、「学習や進路のこと（経済的理由）」が43.2%で最も多く、他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭・寡婦ともに、「特に困っていることはない」がそれぞれ31.8%と54.5%と最も多くなっています。寡婦は、「結婚問題」「特に困っていることはない」が他の世帯と比べて多くなっています。



◆子どもの進学に対する考え（単数回答）

	中学校まで	高校程度	専門学校	短大程度	大学程度	子どもの意思に任せる	子どもによって異なる	その他	わからない	不明・無回答
母子家庭(n=347)	0.0	11.5	4.3	0.9	20.2	45.5	6.9	1.4	4.6	4.6
父子家庭(n=22)	0.0	13.6	4.5	4.5	13.6	54.5	0.0	0.0	4.5	4.5
寡婦(n=11)	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	45.5

- 母子家庭・父子家庭ともに、「子どもの意思に任せる」がそれぞれ 45.5%と 54.5%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「大学程度」と「子どもの意思に任せる」が、ともに 27.3%で最も多くなっています。

◆子どもを将来希望する学校まで進学させる際に心配なこと（単数回答）

	学力	金銭的な負担	進学先の選択	特にない	わからない	その他	不明・無回答
母子家庭(n=347)	11.2	77.8	4.9	5.8	5.2	0.9	2.6
父子家庭(n=22)	18.2	63.6	0.0	22.7	4.5	0.0	0.0
寡婦(n=11)	18.2	18.2	0.0	0.0	0.0	9.1	54.5

- 母子家庭・父子家庭ともに、「金銭的な負担」がそれぞれ 77.8%と 63.6%と最も多くなっています。母子家庭は、「金銭的な負担」、父子家庭は、「特にない」が他の世帯と比べて多くなっています。
- 寡婦は、「学力」と「金銭的な負担」が、ともに 18.2%で最も多くなっています。寡婦は、「その他」が他の世帯と比べて多くなっています。



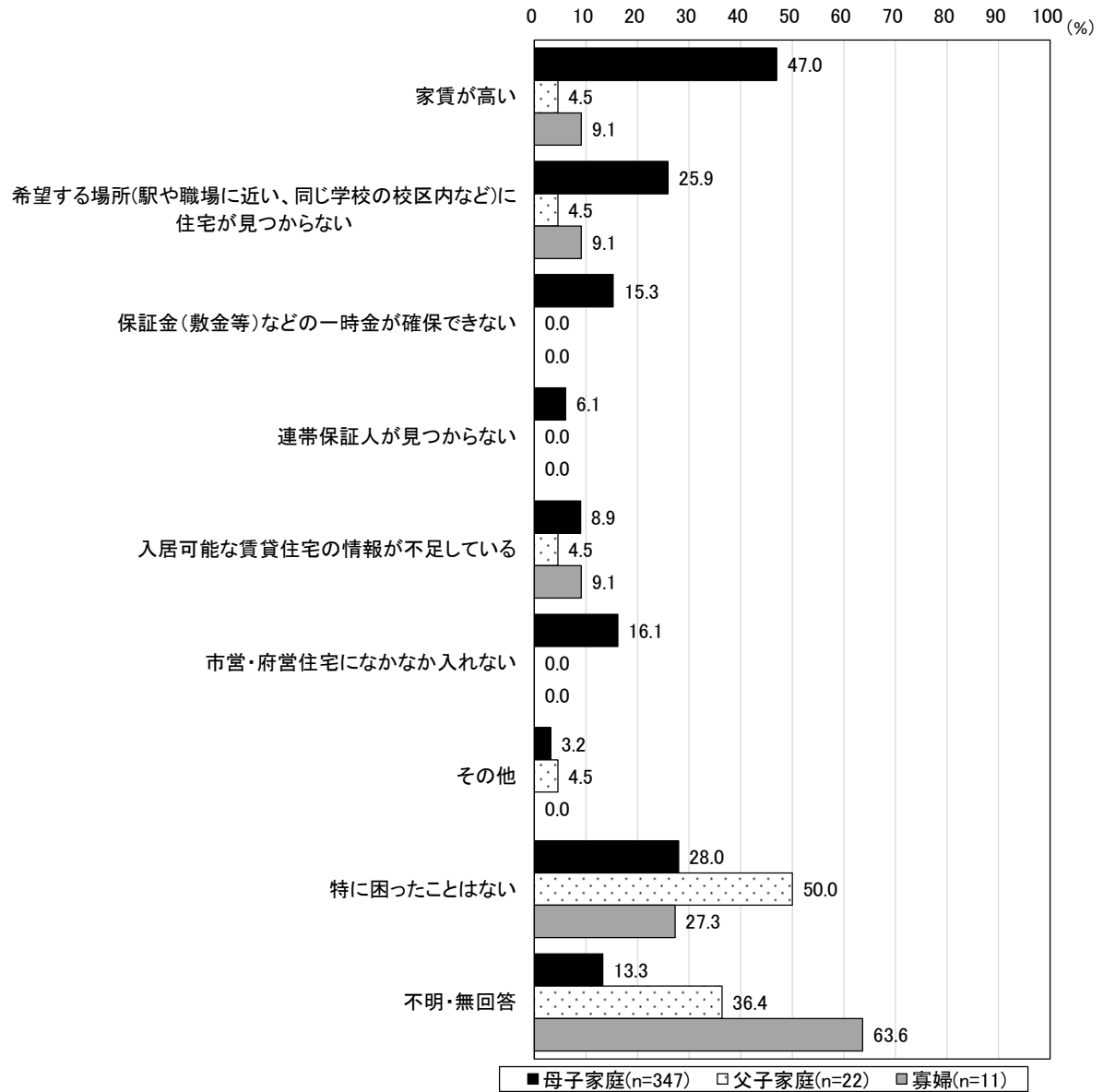
◆現在の住居（単数回答）

	民間賃貸住宅	府営住宅・市営住宅	都市機構(旧公団)・公社の賃貸住宅	親や親族の家に同居	社宅・社員寮	持ち家(マンションも含む)	その他	不明・無回答
母子家庭(n=347)	29.4	8.1	9.2	20.7	0.3	17.6	1.4	13.3
父子家庭(n=22)	13.6	4.5	4.5	18.2	0.0	36.4	4.5	18.2
寡婦(n=11)	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	72.7	0.0	9.1

- 母子家庭は、「民間賃貸住宅」が29.4%で最も多く、他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭・寡婦ともに、「持ち家（マンションも含む）」がそれぞれ36.4%と72.7%と最も多く、母子世帯と比べて多くなっています。



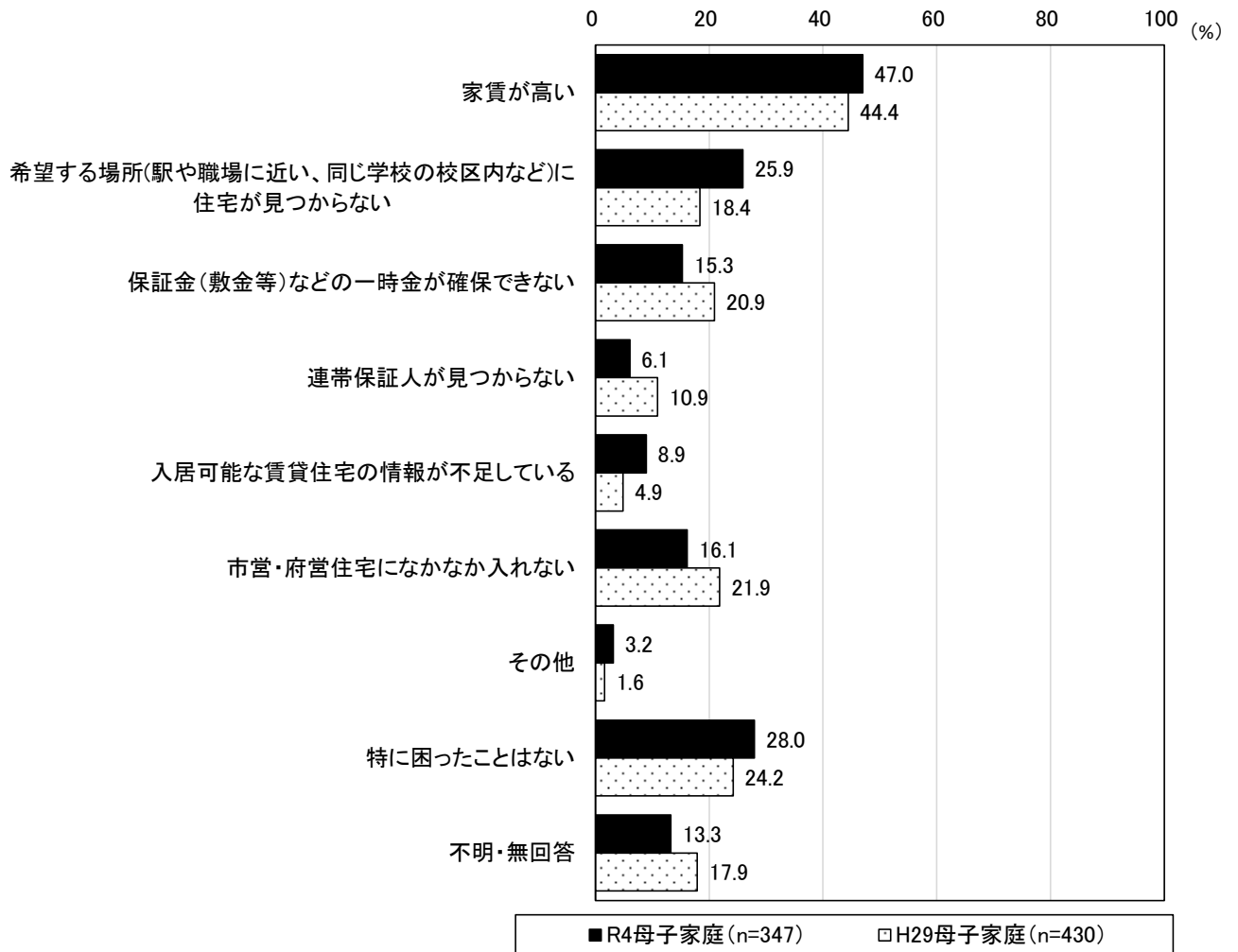
◆ひとり親家庭となってから住居を探したり入居するときに困ったこと（複数回答）



- 母子家庭は、「家賃が高い」が47.0%で最も多く、他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭・寡婦ともに、「特に困ったことはない」がそれぞれ50.0%と27.3%と最も多くなっています。父子家庭は「特に困ったことがない」が他の世帯と比べて多くなっています。



◆ひとり親家庭となってから住居を探したり入居するときに困ったこと
 <母子家庭前回比較> (複数回答)



- 母子家庭は、今回は「希望する場所(駅や職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない」「入居可能な賃貸住宅の情報が不足している」が、前回と比較して多くなっています。一方、「保証金(敷金等)などの一時金が確保できない」「連帯保証人が見つからない」「市営・府営住宅になかなか入れない」が、前回と比較して少なくなっています。



◆経済的な暮らし向き（単数回答）

	余裕がある	やや余裕がある	普通	やや苦しい	苦しい	不明・無回答
母子家庭(n=347)	1.4	0.9	32.6	40.9	23.1	1.2
父子家庭(n=22)	0.0	0.0	36.4	40.9	22.7	0.0
寡婦(n=11)	0.0	0.0	54.5	18.2	0.0	27.3

- 母子家庭・父子家庭ともに、「やや苦しい」がそれぞれ 40.9%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「普通」が 54.5%で最も多くなっています。

◆現在の就労状況（単数回答）

	正社員・正規職員	派遣社員	パート・アルバイト・臨時職員等	自営業・自由業・農業等	家族従業者(自営業の手伝い)	内職・在宅ワーク	契約社員	その他	働いていない	不明・無回答
母子家庭(n=347)	32.6	4.3	42.1	2.6	0.3	0.6	2.6	0.9	8.4	5.8
父子家庭(n=22)	45.5	0.0	4.5	27.3	0.0	0.0	0.0	4.5	13.6	4.5
寡婦(n=11)	9.1	0.0	9.1	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	63.6	0.0

- 母子家庭は、「パート・アルバイト・臨時職員等」が 42.1%で最も多く、他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭は、「正社員・正規職員」が 45.5%で最も多くなっています。「自営業・自由業・農業等」が他の世帯と比べて多くなっています。
- 寡婦は、「働いていない」が 63.6%で最も多くなっています。「内職・在宅ワーク」「その他」「働いていない」が他の世帯と比べて多くなっています。



◆（何らかの形で働いていると答えた人のみ）現在の職種（単数回答）

	専門知識・資格・技術を生かした仕事	管理的な仕事	事務的な仕事	営業・販売の仕事	サービスの仕事	農林漁業の仕事	運輸・通信の仕事	製造・技能・労務の仕事	その他の仕事	不明・無回答
母子家庭(n=298)	29.9	1.0	16.8	10.4	10.1	0.0	1.0	10.7	7.4	12.8
父子家庭(n=18)	16.7	0.0	0.0	0.0	22.2	5.6	11.1	16.7	5.6	22.2
寡婦(n=4)	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0

- 母子家庭は、「専門知識・資格・技術を生かした仕事」が29.9%で最も多くなっています。
- 父子家庭は、「サービスの仕事」が22.2%で最も多くなっています。
- 寡婦は、「専門知識・資格・技術を生かした仕事」と「管理的な仕事」と「事務的な仕事」が、ともに25.0%で最も多くなっています。

◆（何らかの形で働いていると答えた人のみ）転職の希望の有無（単数回答）

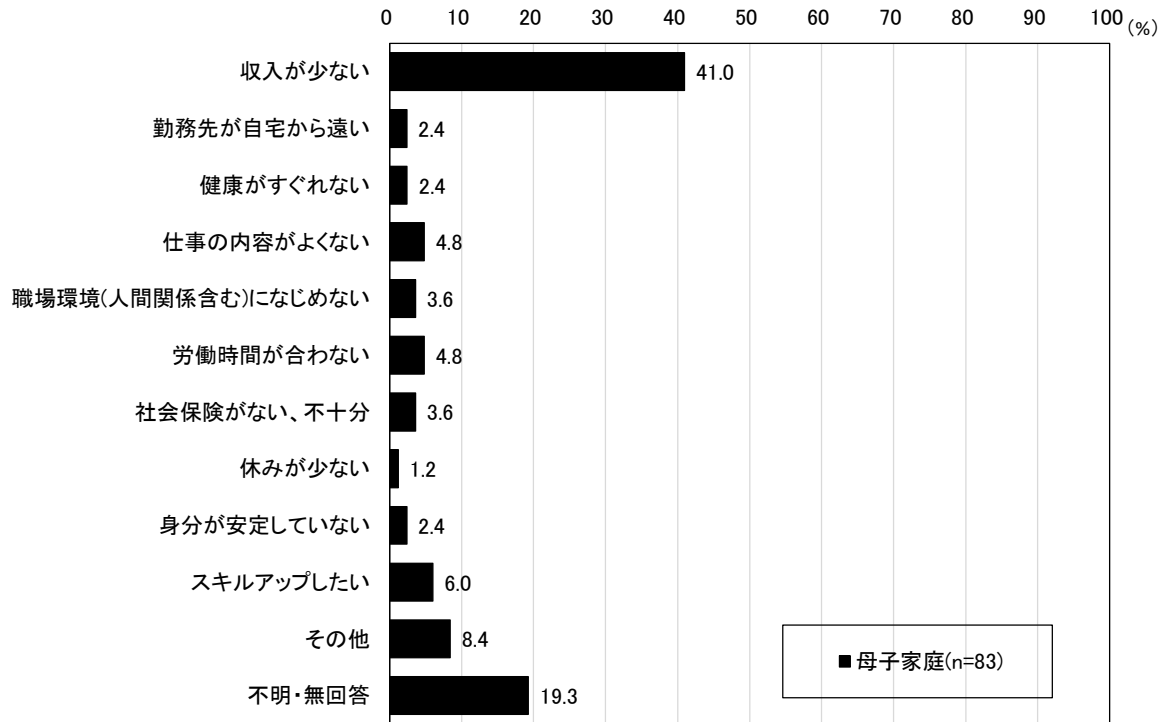
	仕事を变えたい	現在の仕事を続けたい	不明・無回答
母子家庭(n=298)	27.9	71.1	1.0
父子家庭(n=18)	5.6	83.3	11.1
寡婦(n=4)	0.0	75.0	25.0

- 母子家庭は、「現在の仕事を続けたい」が71.1%、「仕事を变えたい」が27.9%となっています。
- 父子家庭は、「現在の仕事を続けたい」が83.3%、「仕事を变えたい」が5.6%となっています。
- 寡婦は、「現在の仕事を続けたい」が75.0%となっています。



◆（転職希望者のみ）転職希望理由（複数回答）

※該当者が父子家庭は1人、寡婦は0人だったので、母子家庭のみ。



● 母子家庭は、「収入が少ない」が41.0%で最も多くなっています。

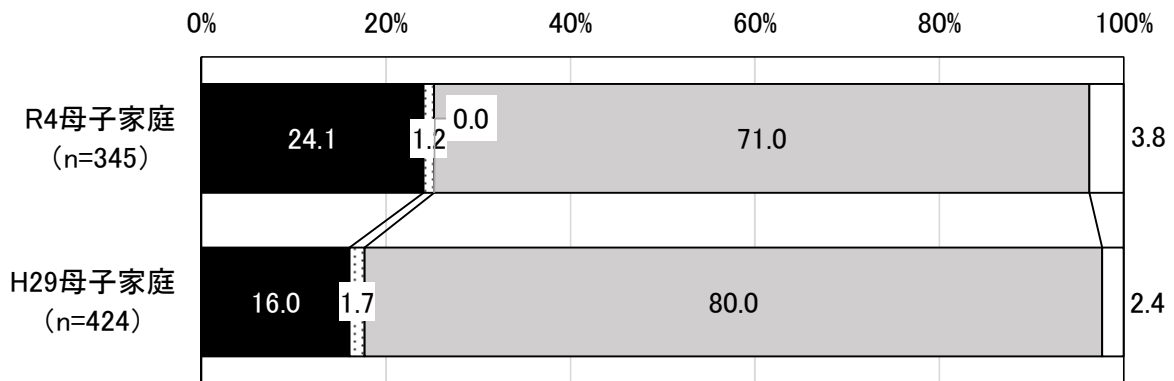


◆（配偶者と死別された人以外）養育費の受け取り状況（単数回答）

	受け取っている	ときどき受け取っている	交渉中	受け取っていない	不明・無回答
母子家庭(n=345)	24.1	1.2	0.0	71.0	3.8
父子家庭(n=21)	4.8	0.0	0.0	90.5	4.8
寡婦(n=3)	33.3	0.0	0.0	0.0	66.7

- 母子家庭・父子家庭ともに、「受け取っていない」がそれぞれ71.0%と90.5%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「受け取っている」が33.3%で最も多くなっています。

◆（配偶者と死別された人以外）養育費の受け取り状況＜母子家庭前回比較＞（単数回答）



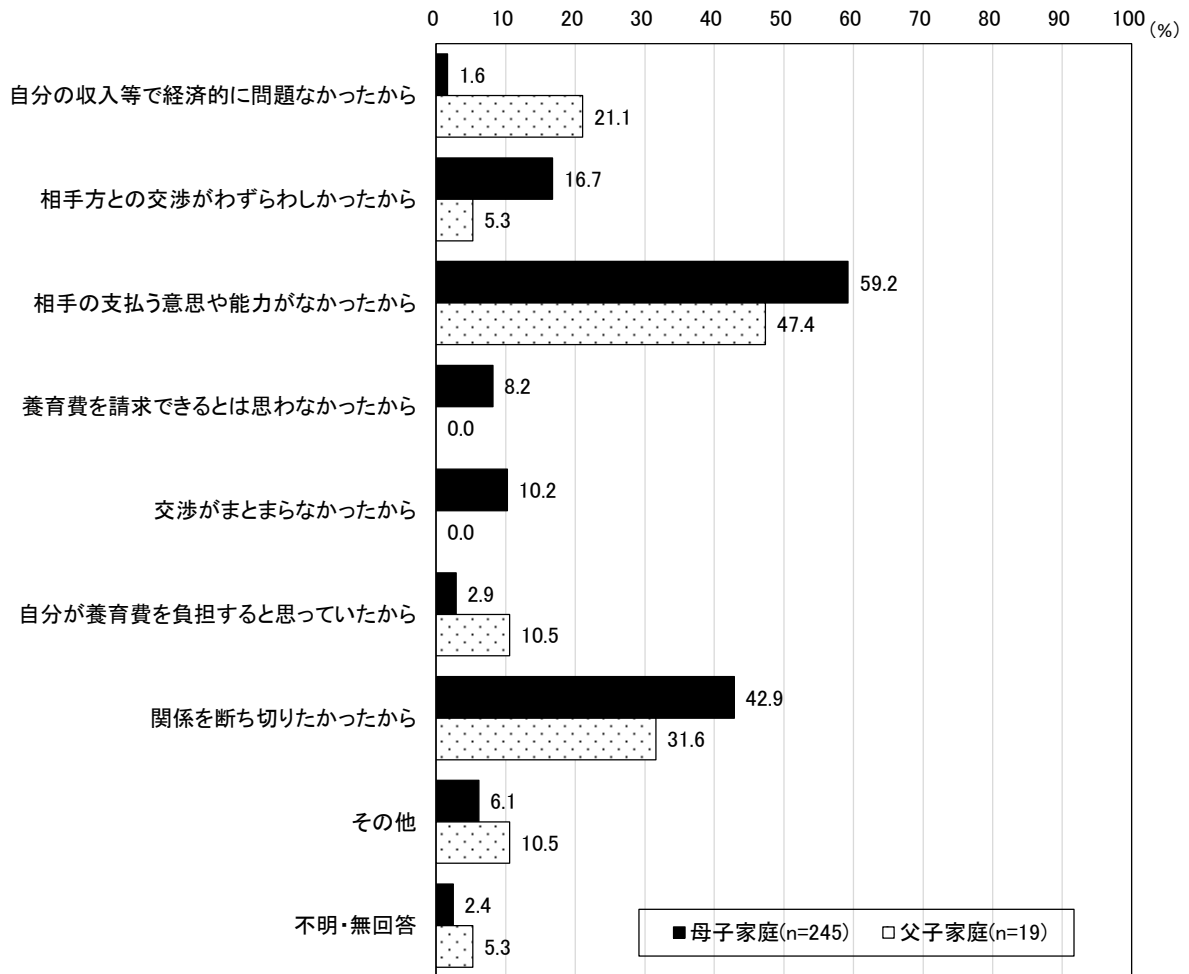
■受け取っている □ときどき受け取っている ▣交渉中 □受け取っていない □不明・無回答

- 母子家庭は、今回は「受け取っている（「受け取っている」と「ときどき受け取っている」の和）」が、前回と比較して多くなっています。



◆（養育費を受け取っていない人のみ）養育費を受け取っていない理由（複数回答）

※該当者が寡婦は0人だったので、母子家庭・父子家庭のみ。



- 母子家庭・父子家庭ともに、「相手の支払う意思や能力がなかったから」がそれぞれ 59.2%と 47.4%と最も多くなっています。

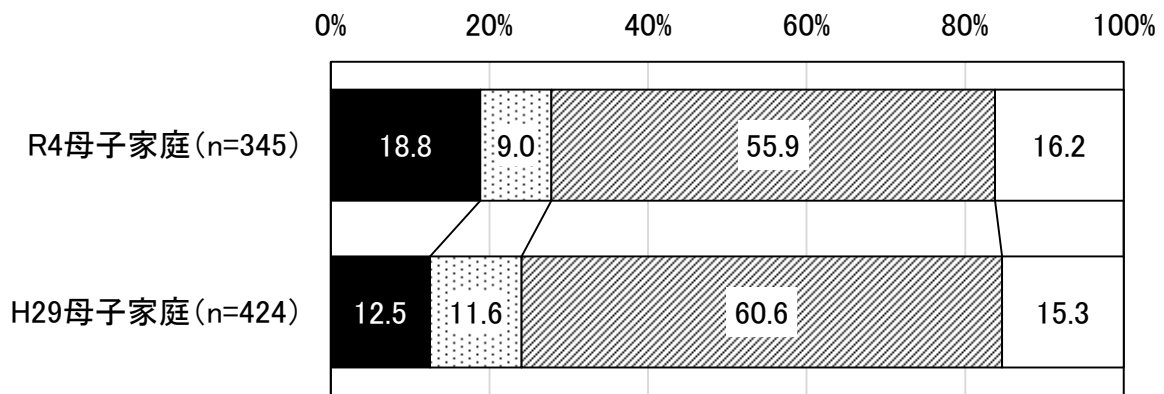


◆（配偶者と死別された人以外）面会交流の取り決め状況（単数回答）

	文書で取り決めをしている	文書はないが取り決めをしている	取り決めをしていない	不明・無回答
母子家庭(n=345)	18.8	9.0	55.9	16.2
父子家庭(n=21)	9.5	4.8	66.7	19.0
寡婦(n=3)	33.3	0.0	0.0	66.7

- 母子家庭・父子家庭ともに、「取り決めをしていない」がそれぞれ 55.9%と 66.7%と最も多くなっています。
- 寡婦は、「文書で取り決めをしている」が 33.3%となっています。

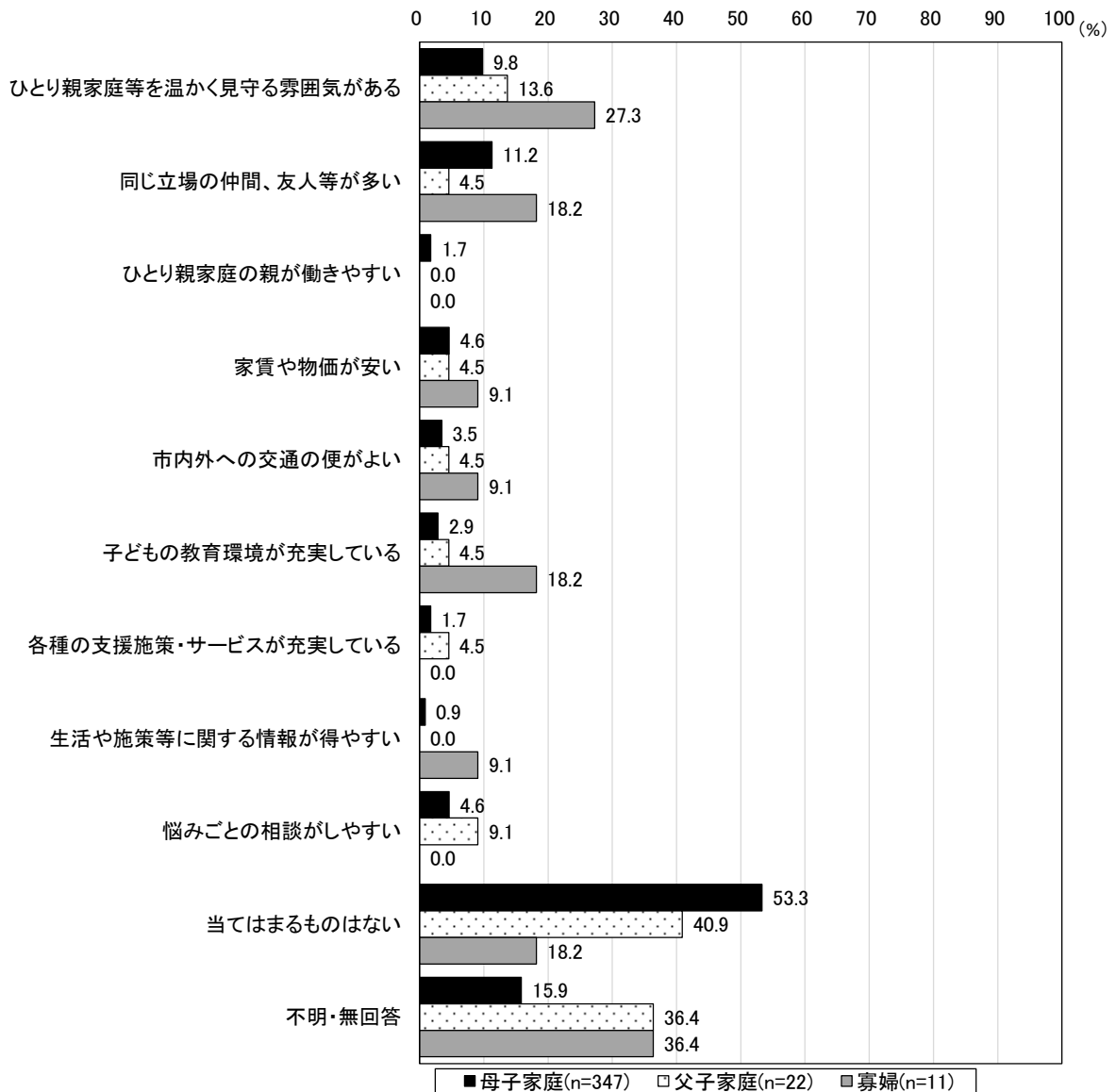
◆（配偶者と死別された人以外）面会交流の取り決め状況＜母子家庭前回比較＞
（単数回答）



- 母子家庭は、今回は「文書で取り決めをしている」が、前回と比較して多くなっています。



◆ひとり親家庭等を取り巻く泉南市の環境（複数回答）



- 母子家庭・父子家庭ともに、「当てはまるものはない」がそれぞれ 53.3%と 40.9%と最も多くなっています。
- 母子家庭・父子家庭ともに、1割が「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」と回答しています。
- 寡婦は、「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」が 27.3%で最も多くなっています。「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」「子どもの教育環境が充実している」「生活や施策等に関する情報が得やすい」が他の世帯と比べて多くなっています。

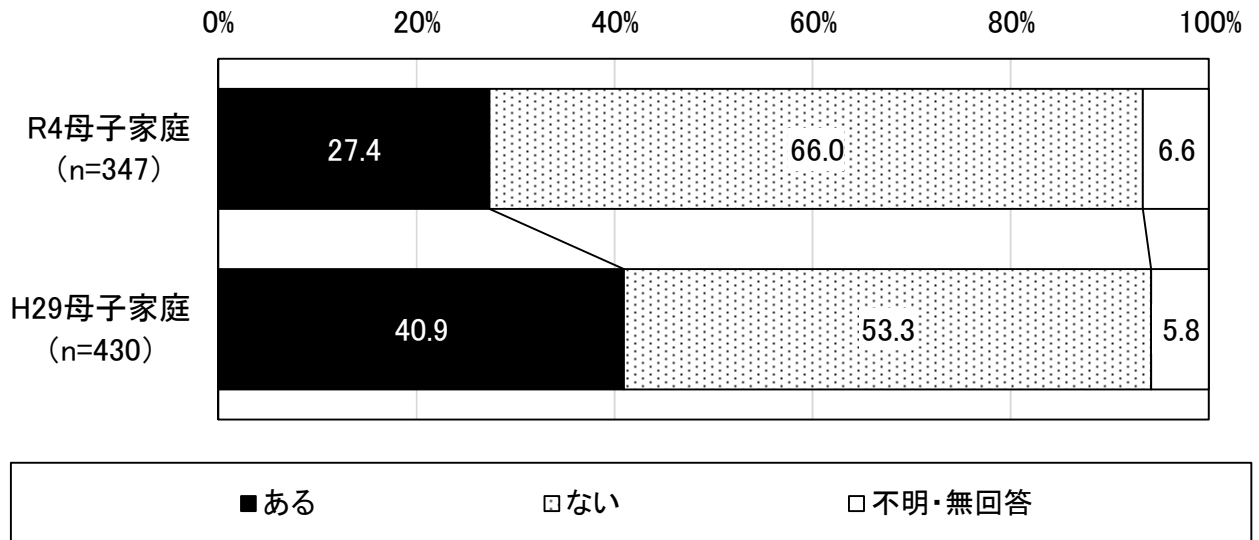


◆ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験の有無（単数回答）

	ある	ない	不明・無回答
母子家庭(n=347)	27.4	66.0	6.6
父子家庭(n=22)	9.1	81.8	9.1
寡婦(n=11)	0.0	90.9	9.1

- 母子家庭は、「ある」が27.4%と他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭は、「ある」が9.1%となっています。
- 寡婦は、「ある」は0.0%となっています。「ない」が90.9%と他の世帯と比べて多くなっています。

◆ひとり親家庭等であるために嫌な思いをした経験の有無＜母子家庭前回比較＞
（単数回答）

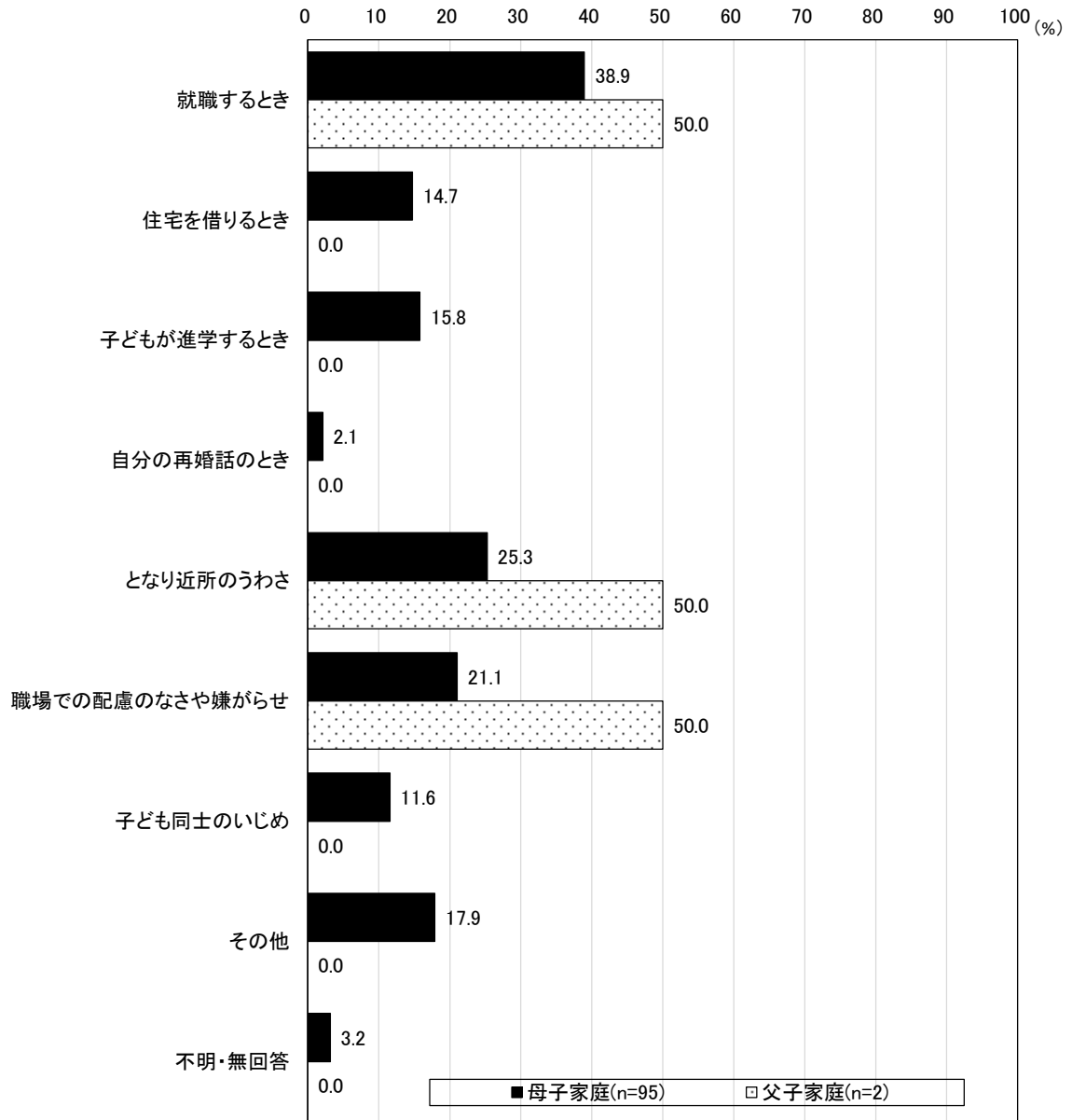


- 母子家庭は、今回は「ない」が前回と比較して多く、「ある」が少なくなっています。



◆嫌な思いをした状況（複数回答）

※該当者が寡婦は0人だったので、母子家庭・父子家庭のみ。

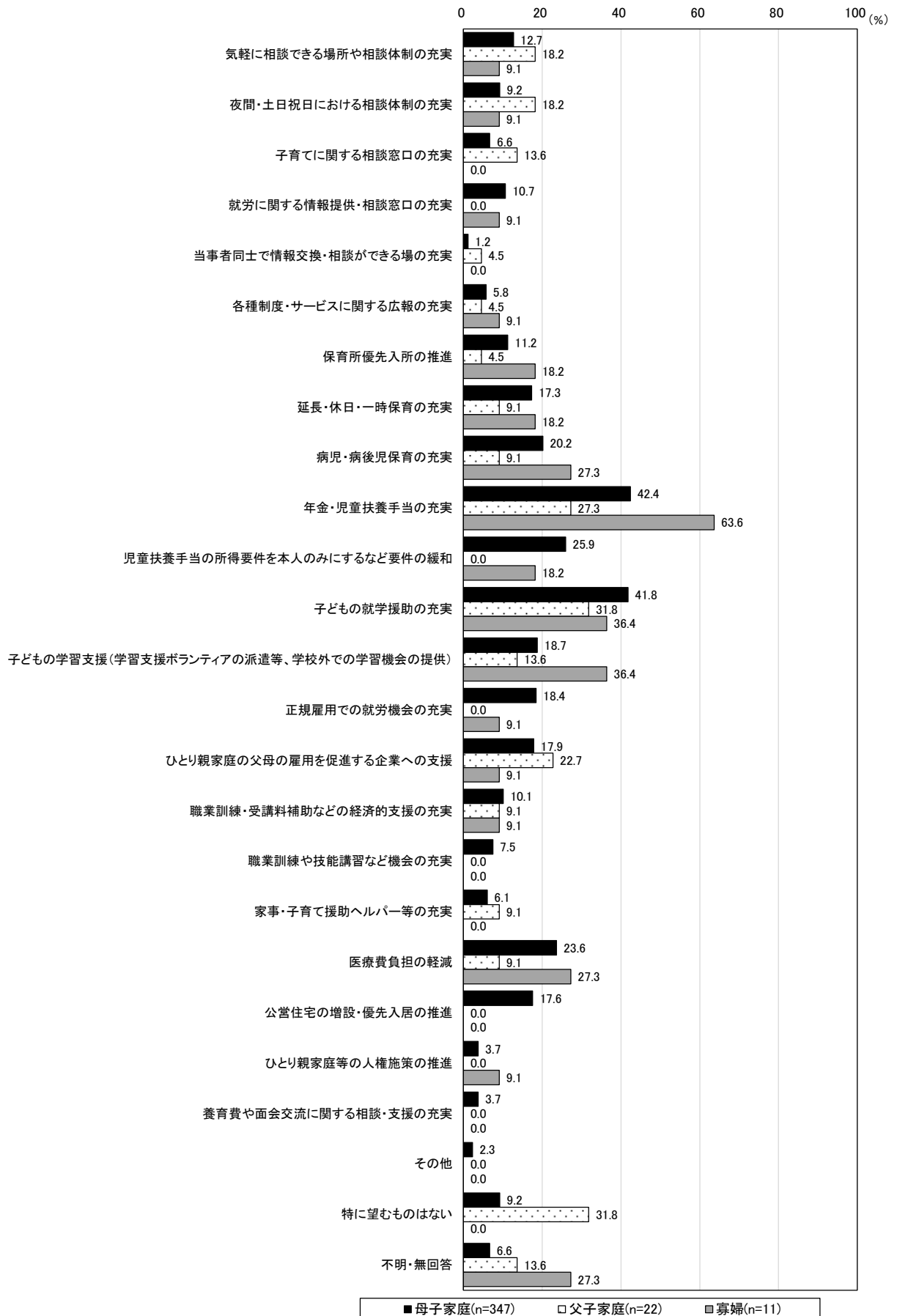


- 母子家庭は、「就職するとき」が38.9%で最も多くなっています。
- 父子家庭は、「就職するとき」と「となり近所のうわさ」と「職場での配慮のなさや嫌がらせ」が、ともに50.0%で最も多くなっています。



第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

◆ひとり親家庭等に対する支援策として望むこと（複数回答）



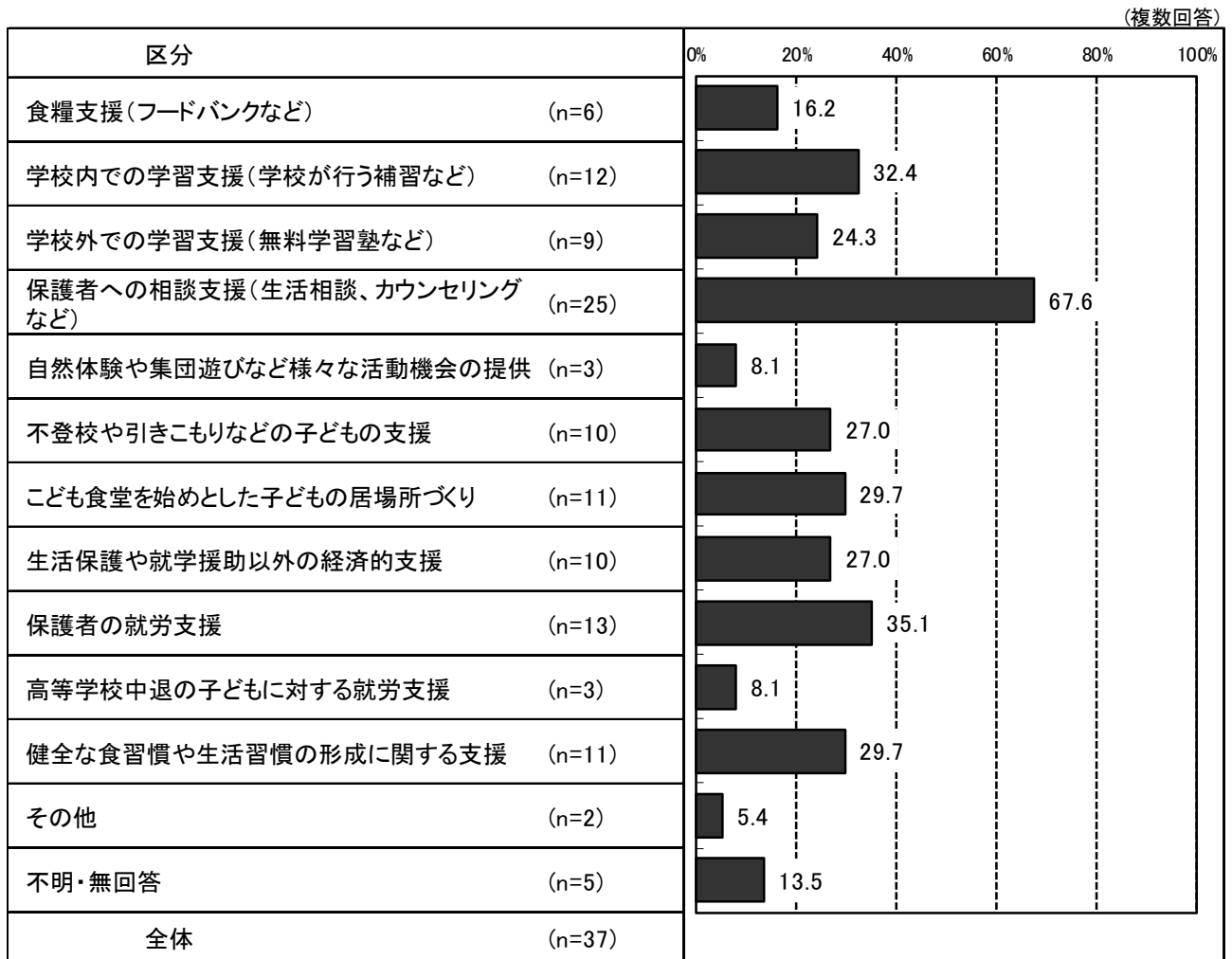


- 母子家庭・寡婦ともに、「年金・児童扶養手当の充実」がそれぞれ 42.4%と 63.6%と最も多くなっています。母子家庭は、「児童扶養手当の所得要件を本人のみにするなど要件の緩和」「公営住宅の増設・優先入居の推進」が他の世帯と比べて多くなっています。寡婦は、「年金・児童扶養手当の充実」が他の世帯と比べて多くなっています。
- 父子家庭は、「子どもの就学援助の充実」と「特に望むものはない」が、ともに 31.8%で最も多くなっています。「特に望むものはない」が他の世帯と比べて多くなっています。



②関係機関調査

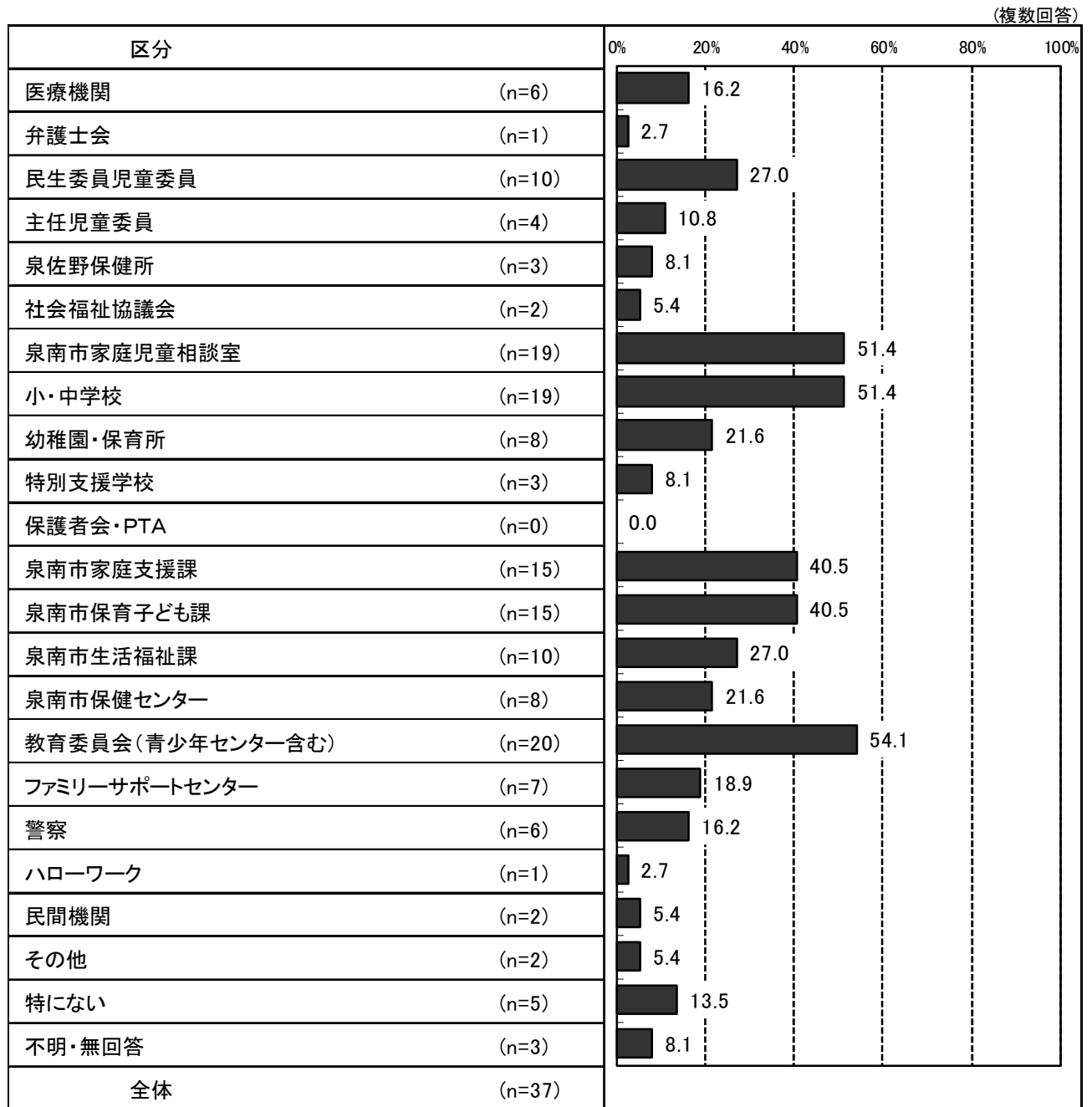
◆ひとり親家庭の子どもや保護者に対し、必要な支援（複数回答）



- 「保護者への相談支援（生活相談、カウンセリングなど）」が67.6%で最も多く、次いで「保護者の就労支援」が35.1%、「学校内での学習支援（学校が行う補習など）」が32.4%が続いています。



◆ひとり親家庭の子どもや保護者に対する支援を行う上で、連携している機関や団体など（複数回答）



- 「教育委員会（青少年センター含む）」が54.1%で最も多く、次いで「泉南市家庭児童相談室」と「小・中学校」が、ともに51.4%、「泉南市家庭支援課」と「泉南市保育子ども課」が、ともに40.5%が続いています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本目標

泉南市では、令和2年3月に「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以下の基本理念を掲げ、子どももおとなも、一人ひとりの尊厳が尊重され、現在を見据えて未来に夢や希望を持ってつながることができるまちをめざして、様々な取り組みを進めています。

【第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画の基本理念】

子どもとおとなが、ともに夢や希望を語り、育むまち・泉南

本計画においても、上記の「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえるとともに、ひとり親家庭等が社会における多様な家族形態の一つであるという考え方を基本として次のような目標像を掲げ、計画を推進していきます。

【本計画の基本目標】

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭の親が、
自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、
親としての自信と責任を持ち、
子育てに喜びや楽しさを感じることができるとともに、
子どもたちがすくすくと健やかに育つまち



2. 施策推進にあたっての視点

本計画を推進するにあたり、「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次の4つの視点に立ち施策を推進します。

視点1 すべての子どもの人権を保障すること

「子どもの権利条約」は、人種や言語や性、宗教、政治的意見や社会的出身、障害などの違いによりあらゆる差別を受けることなく、すべての子ども一人ひとりが尊重されることと、「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならないことを定めています。

本市においては、平成24年に「泉南市子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもが差別を受けることなく、平等に主体性を尊重され、すこやかに育つ権利の保障を推進してきました。

本計画においても、この視点を継承していきます。

視点2 出生前から思春期まで、すべての子育て家庭を支援すること

子育ては妊娠、出産から始まります。妊娠、出産から思春期まで、子育てのステージに応じた支援が必要です。

また、在宅子育て家庭、共働き家庭、ひとり親家庭、祖父母が育てる家庭、外国籍の家庭、再婚家庭など、子どもが育つ家庭の形は様々です。保護者の働き方も多様化が進んでいます。多様な家庭を認め合い、それぞれの家庭のニーズに応じたきめ細かな支援づくりをめざします。

視点3 当事者が主体的に参加することのできる地域支援体制づくり

子育ては本来、第一義的責任を持つ親が中心となり、その負担を社会全体で分かち合います。親自身が主体となり、地域の人々とともに子育てをする中で自己肯定感を持ちながら、親として育っていきます。

こうした親育ちを促すためにも、親の主体性を尊重して、地域がつながる関係づくりをめざします。

また、当事者である子どもの声を聴くことを重視したうえで、子どもの主体性を尊重した、子どもの社会参加を支援する地域の体制づくりに努めます。



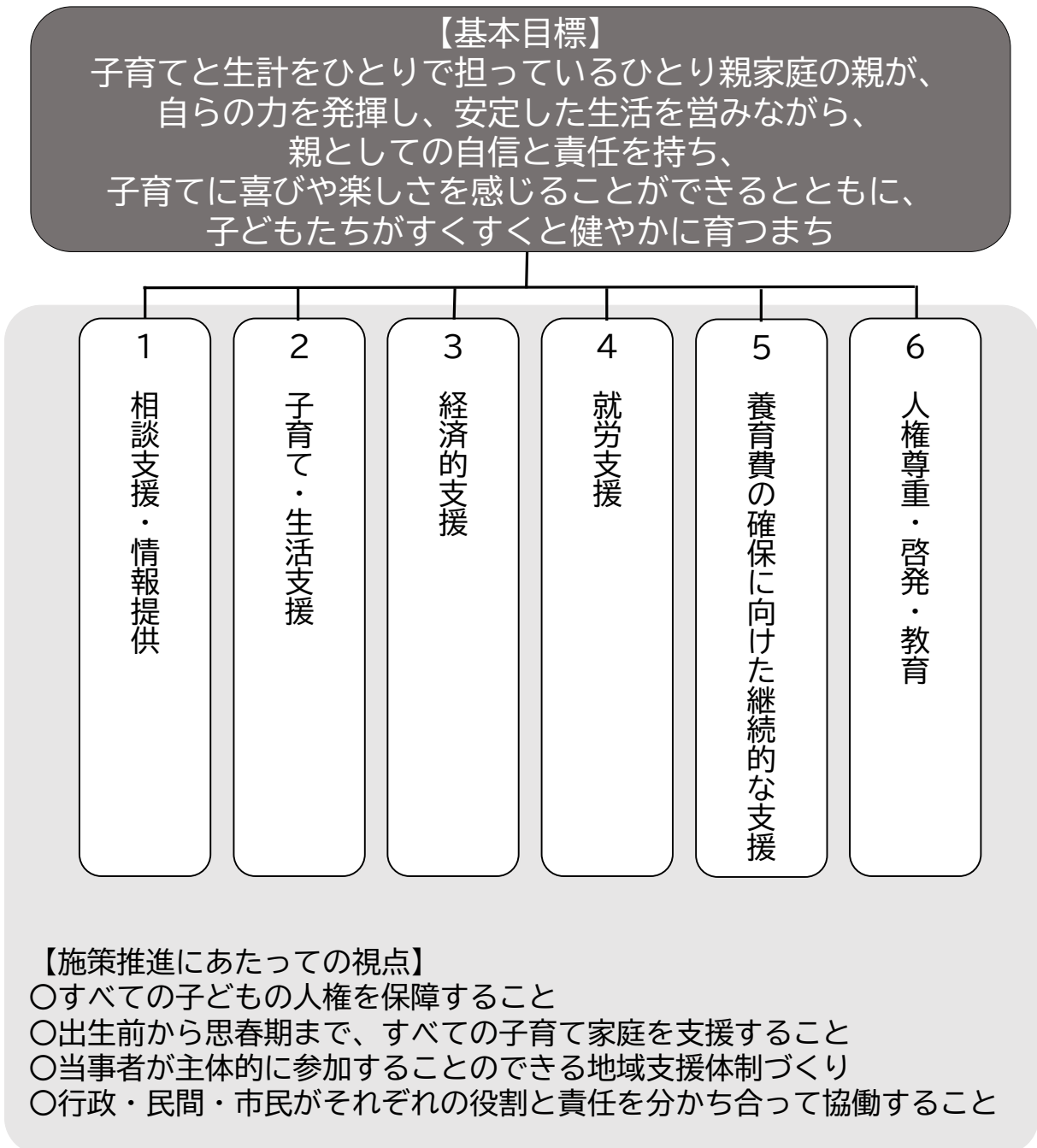
視点4 行政・民間・市民がそれぞれの役割と責任を分かち合って協働すること

子ども・子育て支援は日常生活の中のことであり、臨機応変かつきめ細かな個別対応でなければ有効であるとは言えません。こうした支援は、公的責任を明確にした上で、民間や市民の力を活かすことが重要です。行政、民間、市民がそれぞれの役割を認め合い、連携、協力していく関係をつくらなければなりません。

NPOなどの育成、支援をふくめて、協働という新しい関係を築いていくことをめざします。



3. 計画の体系





第4章 具体的な取り組み

1. 相談支援・情報提供

【国や社会の動向】

平成26年には、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、ひとり親家庭に対する支援体制の強化や父子福祉資金の創設等父子家庭に対する支援の充実が図られました。

ひとり親家庭等では、様々な悩みや不安、複合的に重なる課題を抱えている場合があります。それぞれの悩みや課題の相談に応じ、様々な支援メニューを組み合わせるとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要があります。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、困ったことがあるときの相談先について、母子家庭・父子家庭ともに1割程度の人が「相談先がない」と回答しています。

また、各種施設や制度・施策の認知度を尋ねたところ、「ひとり親家庭医療費助成」の認知度（「内容も知っている」と「利用したことがある」の和）は、母子家庭で5割、父子家庭で3割となっています。それ以外の、「母子・父子自立支援員」「母子・父子・寡婦福祉資金」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給」「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」「地域就労支援センター」の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに2割以下となっています。

関係機関調査で、ひとり親家庭の子どもや保護者に対して必要な支援について、「保護者への相談支援（生活相談・カウンセリングなど）」が67.6%と最も多くなっています。また、支援内容について保護者にわかりやすい一覧表を希望する声もあります。

【基本方針】

ひとり親家庭等の多様な相談に対応できるよう、行政・関係機関の連携を図り相談支援体制の充実を図ります。また、各種制度・サービスなどについて、わかりやすい情報提供に努めます。

さらに、泉南市母子寡婦福祉会をはじめ、ひとり親家庭等の福祉、自立支援を目的とした団体などの活動支援や連携強化に努め、地域をあげた支援体制の構築を図ります。



施策・事業	内容	窓口・担当
各種制度・サービスなどの周知・広報	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙やウェブサイトなどへの掲載、概要資料の配布など、多様な媒体を活用し、各種制度・サービスなどの周知・広報に努めます。 ○戸籍部門とひとり親支援部門の連携など関係機関との連携や既存事業の活用を通して、さらなる周知を図ります。 	家庭支援課
母子・父子自立支援員による相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○専門知識を有する母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等や離婚前の市民の抱えている問題を把握し、生活の安定と自立に向けて必要な情報を提供し、きめ細かな助言を行います。 ○各種研修等を通じて母子・父子自立支援員の資質の向上を図るとともに、離婚前からの一貫した支援体制づくりを行います。 ○子どもが成人後も、引き続き、相談支援を行います。 	家庭支援課
母子・父子自立支援プログラムの策定と支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就労に関する相談に対し、母子・父子自立支援プログラム策定員が自立支援プログラムを作成し、ハローワークなどの関係機関・企業と連携しながらプログラムに基づいた就労支援を行います。 	家庭支援課
父子家庭に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○父子家庭の個々のニーズに合った支援を行います。 ○行政各部門や関係機関及び団体の連携により、保護者間の交流の促進に努めます。 	家庭支援課
各種相談事業の周知と関係機関の連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども相談、家庭児童相談、各種健康相談、女性相談、人権相談、就労支援相談、弁護士による法律相談、社会福祉協議会の心配ごと相談、母子父子福祉推進委員や民生委員児童委員による相談など、行政各部門や関係機関・団体で実施する相談事業について、関係機関との連携や既存事業の活用を通して、さらなる周知を図ります。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した周知・啓発を進めます。 ○相談内容に応じて、関係機関と連携し、必要な支援につながります。 	家庭支援課 産業観光課 人権推進課 保健推進課



施策・事業	内容	窓口・担当
相談しやすい体制づくり	○ひとり親家庭等が気軽に相談しやすいよう、相談窓口を開設する日時や場所などを調整し、相談しやすい場の提供に努めます。 ○ひとり親家庭等のプライバシーに配慮した窓口づくりに努めます。	家庭支援課 人権推進課
こころのケアの充実	○DVなどの深刻な問題をはじめ、離婚時には精神的に大きなストレスを抱えることから、ひとり親家庭の親及び子どものこころのケア体制を検討します。	家庭支援課 人権推進課
母子寡婦福祉会などの市民団体とのネットワークづくり	○ひとり親家庭等が同じ立場で気軽に悩みを相談できる場として、母子寡婦福祉会などの市民団体との連携を強化します。	家庭支援課



2. 子育て・生活支援

【国や社会の動向】

令和2年3月の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」において、「子育てや生活の支援策」は引き続き実施すべき内容として位置づけられています。

また、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育事業、地域子育て支援事業が展開されました。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、日常生活の中で負担になっていることについて、父子家庭は「洗濯」「衣服のつくろい、整理」「地域・学校行事への参加」が他の世帯と比べて多くなっています。

自分のことで困っていることについて、母子家庭は、「家計（就労収入が少ない）」が他の世帯と比べて多くなっています。また、子どものことで困っていることについて、母子家庭は、「学習や進路のこと（経済的理由）」が他の世帯と比べて多くなっています。

子どもを将来希望する学校まで進学させる際に心配なことについて、母子家庭は8割、父子家庭は6割が「金銭的な負担」と回答しています。

現在の住居について、母子家庭は「民間賃貸住宅」、父子家庭・寡婦は「持ち家（マンションも含む）」が最も多くなっています。ひとり親家庭となってから住居を探したり入居するときに困ったことについて、母子家庭は「家賃が高い」が最も多く、「希望する場所（駅や職場に近い、同じ学校の校区内など）に住宅が見つからない」「入居可能な賃貸住宅の情報不足している」が、前回と比較して多くなっています。

何らかの形で面会交流の取り決めをしている母子家庭は3割程度、父子家庭は1割程度です。母子家庭は、「文書で取り決めをしている」が前回と比較して多くなっています。

【基本方針】

ひとり親家庭の親が安心して子育てや家事と就労の両立ができ、子どもたちの健やかな育成を図ることができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、ニーズに応じた生活全般における支援体制の充実に努めます。

施策・事業	内容	窓口・担当
家庭訪問事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査の未受診家庭や、養育を必要とする家庭を訪問し、必要な支援につなぎます。 ○乳幼児健康診査などの事業を通じて支援が必要な家庭を把握し、必要な支援につなぎます。 	保健推進課 家庭支援課



第4章 具体的な取り組み

施策・事業	内容	窓口・担当
乳児家庭全戸訪問事業の実施	○乳児家庭全戸訪問事業を実施し、子育てに必要な情報の提供や育児の不安や疑問の解消に努めるとともに、相談内容に応じて、関係機関と連携し、必要な支援につなぎます。	保健推進課
保育サービスの充実と保育所の優先入所	○「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所の計画的な整備・改善に努めます。 ○ひとり親家庭の親が就労や求職活動、職業訓練を十分行うことができるよう、児童の保育所への優先入所について配慮します。	保育子ども課
地域子ども・子育て支援事業の充実	○「泉南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域子ども・子育て支援事業（利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））の実施・充実に努めます。	保育子ども課 家庭支援課
父子家庭に対する子育て・生活支援の充実	○父子家庭の個々のニーズに合った子育て・生活支援の充実に努めるとともに、内容に応じて、関係機関と連携し必要な支援につなぎます。	家庭支援課
留守家庭児童会事業の実施	○留守家庭児童会事業の充実に努め、小学校児童（1～6年生）の健全育成、安全確保を図ります。	生涯学習課
面会交流に向けた相談	○母子・父子自立支援員が実施する相談において、面会交流について、助言や情報提供が行えるよう、相談機能の強化を図ります。	家庭支援課
学習支援のあり方の検討	○児童・生徒の学習習慣の定着を図ることをめざし、ICTを活用しながら、放課後等や家庭等におけるひとり親家庭も含めた児童・生徒の学習支援を行います。	指導課
母子生活支援施設入所事業の実施	○18歳未満の児童を養育している母が、配偶者等からの暴力により保護が必要とされる場合や、生活上の課題を抱えて児童の養育が困難な場合に、母子で入所できる児童福祉施設への円滑な入所に努めます。また、入所家庭の早期自立に向けた助言、指導などの支援に努めます。	家庭支援課



施策・事業	内容	窓口・担当
公営住宅の 優先入居	○市営住宅の入居募集の際に、ひとり親家庭から入居申込があった場合に、住宅困窮度評点において倍率の優遇を行います。 ○市内にある府営住宅へのひとり親家庭の優先入居について、今後とも情報の提供などに努めます。	住宅公園課



3. 経済的支援

【国や社会の動向】

平成 26 年には、ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、関連法令の改正が行われ、ひとり親家庭に対する支援体制の強化や父子福祉資金の創設等父子家庭に対する支援の充実が図られました。

平成 28 年には児童扶養手当法が改正され、第 2 子以降の加算額が倍増されました。平成 30 年度には児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ、令和元年からは児童扶養手当の支払回数の見直し等、支援施策の充実が図られています。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、経済的な暮らし向きについて、母子家庭・父子家庭ともに 6 割が「苦しい（「苦しい」「やや苦しい」の和）」と回答しています。

ひとり親家庭等に対する支援策として望むことについて、母子家庭・寡婦は「年金・児童扶養手当の充実」、父子家庭は「子どもの就学援助の充実」が最も多くなっています。

【基本方針】

世帯収入が少ないひとり親家庭等の生活の安定を図るため、経済的支援を目的とする各種制度に関する情報の提供に努めるとともに、他の自立支援施策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ります。

施策・事業	内容	窓口・担当
各種制度の周知	○ひとり親家庭等の経済的負担の軽減に役立つ各種制度について、広報紙やウェブサイトなど、様々な媒体・機会を通じて周知に努め、利用促進を図ります。	家庭支援課
児童扶養手当の支給	○ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら適正な支給業務を実施します。	家庭支援課
母子・父子・寡婦福祉資金や大阪府の育英会、日本学生支援機構の奨学金の貸付	○ひとり親家庭及び寡婦の自立の促進に向けて、大阪府母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度や大阪府の育英会、日本学生支援機構の奨学金に関する情報提供や相談を行い、適正な貸付業務を実施します。	家庭支援課



施策・事業	内容	窓口・担当
ひとり親家庭 医療費の助成	○ひとり親家庭の親や児童に対し、医療保険の自己負担額の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、親子の健康の保持増進と福祉の増進を図ります。	家庭支援課
子どもの教育・ 進学援助	○所得の少ない家庭における児童・生徒の就学を援助し、経済的負担の軽減を図るため、要件を満たした方に就学援助費を支給します。 ○学校と連携し就学援助費の周知に努めるとともに、申請等の簡素化を進めます。 ○進路相談選択支援事業などを通じて高校、大学や専門学校などへ進学する際に必要な教育資金について修学資金や就学支度資金（母子・父子・寡婦福祉資金）などの貸付制度や奨学金制度に関する情報を提供します。	指導課



4. 就労支援

【国や社会の動向】

近年、子どもの貧困が社会問題となる中、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの現在及び将来における生活向上を目的に、ひとり親に対する就労支援を含む総合的な支援の推進が掲げられました。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、母子家庭の9割、父子家庭の8割が何らかの形で就労しています。母子家庭は「パート・アルバイト・臨時職員等」、父子家庭は、「正社員・正規職員」が最も多くなっています。

現在働いている母子家庭の3割、父子家庭の1割が転職を希望しています。母子家庭の転職希望者の転職希望理由は「収入が少ない」が4割と最も多くなっています。

【基本方針】

ひとり親家庭等が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力の向上や資格取得の支援、雇用の促進など、関係機関や企業・事業所と連携・協力しながら就労支援体制の充実に努めます。

施策・事業	内容	窓口・担当
地域就労支援事業の推進	○ひとり親家庭の親等で働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げる様々な阻害要因を抱える就職困難者等を対象に、就職支援コーディネーターが一人ひとりに応じたメニューを提供するなど、関係機関と連携を図りながら、雇用・就労のための支援を行います。	産業観光課
職業能力開発事業の実施	○ひとり親家庭の親を含む就職困難者等を支援するため、大阪府母子寡婦福祉連合会やハローワークが開催する講習会や就職セミナー等の情報提供、申込受付を行います。	家庭支援課
福祉から就労支援事業の実施	○母子・父子自立支援プログラム策定員やハローワーク、関係機関と連携しながら、生活保護受給者や児童扶養手当受給者を対象に就労支援事業を実施します。	家庭支援課



施策・事業	内容	窓口・担当
母子・父子自立支援プログラム策定員等による情報提供及び支援	○母子・父子自立支援プログラム策定員及び母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の就労相談に応じ、ハローワークと連携して実施する母子・父子自立支援プログラム策定事業につなぎ、ニーズに応じた求人情報の提供を行うことで、早期自立を支援します。	家庭支援課
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給	○自立支援教育訓練給付事業の対象となる講座の修了者に対し、受講費用の一部を助成します。 ○必要なときに事業を利用できるよう、事業の周知を図るとともに、必要に応じて事業の利用を促します。 ○事業の実施にあたっては、講座終了後の就労状況の把握や資格等の取得後の就労支援などを併せて進めるなど、効果的な実施に努めます。	家庭支援課
ひとり親家庭高等職業訓練促進費の支給	○母子・父子自立支援員による事前相談を受け、看護師、保育士など、就職に結びつきやすく経済的自立に効果的な資格を取得するために、1年以上養成機関で受講するひとり親家庭の親に対して、生活の負担軽減を図るため、養成訓練の修業期間について高等職業訓練促進費を支給します。 ○利用者の増加をめざし、事業の周知を図ります。	家庭支援課
技能習得資金・生活資金の貸付	○ひとり親家庭の親や寡婦が、就労等に必要な知識や技能を習得するための費用や習得（訓練）期間中の生活資金の貸付について情報提供・相談対応を行います。	家庭支援課
就労促進と啓発活動の推進	○ひとり親家庭の親や寡婦が継続して事業を行う場合の資金の貸付について情報提供・相談対応を行います。 ○ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、事業者に対して公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び研修会等の情報提供を行います。	人権推進課 家庭支援課



5. 養育費の確保に向けた継続的な支援

【国や社会の動向】

令和3年度には、養育費等相談支援事業、養育費等相談支援センター事業、離婚前後親支援モデル事業の拡充（補助単価引き上げ等）が行われています。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、何らかの形で養育費を受け取っている母子家庭は3割程度で、前回と比較して多くなっています。何らかの形で養育費を受け取っている父子家庭は1割以下となっています。養育費を受け取っていない理由として、母子家庭・父子家庭ともに「相手の支払う意思や能力がなかったから」が最も多く、次いで「関係を断ち切りたかったから」が続いています。

【基本方針】

ひとり親家庭の子どもが養育費を得られるよう、相談支援・情報提供体制の整備を図るとともに、養育費についての広報・啓発活動の充実に努めます。

また、養育費等相談支援事業などの事業については、今後、市での対応を検討していきます。

施策・事業	内容	窓口・担当
養育費に関する社会的認識の醸成	○「養育費の負担は児童の親として当然の義務である」との社会的認識が深まるよう、母子福祉関係団体や関係機関と連携し、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進します。	家庭支援課
養育費の取得に向けた情報提供	○離婚前相談時に、養育費の取得手続きや取り決め方法に関する情報提供を行います。 ○養育費に関するパンフレット・チラシ等の配布を進めます。	家庭支援課
母子・父子自立支援員の相談技能の向上	○養育費についての相談等に応じるために、府など関係機関が行う母子・父子自立支援員や関係職員を対象とする研修に積極的に参加し、相談技能の向上に努めます。	家庭支援課
法律相談の実施	○養育費の取り決めや履行の確保、多重債務問題など、法律に関する問題について、弁護士による専門相談を実施します。	産業観光課



6. 人権尊重・啓発・教育

【国や社会の動向】

ひとり親家庭等をめぐる課題の中には、離婚等に至る事情や生活実態への理解が不十分なまま、その人権が尊重されないことに起因するものもあり、また、結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭等に対する偏見や差別も見られます。

ひとり親家庭等の親と子どもが生活を送るうえで、だれもが個人として尊重され、その個性や意欲、能力を活かしながら自己実現を図ることができる社会を築く必要があります。

【アンケート調査の結果より】

ひとり親家庭等調査で、ひとり親家庭等を取り巻く泉南市の環境について、「ひとり親家庭等を温かく見守る雰囲気がある」と回答したのは、母子家庭・父子家庭ともに1割、寡婦は3割程度です。

ひとり親家庭等であるために嫌な思いをしたことがある母子家庭は3割程度で、前回と比較して少なくなっています。母子家庭では、嫌な思いをしたのは「就職するとき」が最も多くなっています。ひとり親家庭等であるために嫌な思いをしたことがある父子家庭は1割程度、寡婦はいませんでした。

【基本方針】

ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、その人権が侵害されることのないよう、市民意識の啓発に努めるなど、人権行政の推進に努めます。

また、関係機関と連携し、配偶者等からの暴力（DV）に関する相談・援助を行います。



施策・事業	内容	窓口・担当
人権教育・啓発の推進	<p>○映画上映や少人数のワーク形式の学びなど様々な講座などを実施し、人権教育、人権啓発の取り組みを推進します。</p> <p>○男女平等参画社会づくり講座の実施や情報誌「Step」の発行・配付をはじめ、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進します。</p> <p>○ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、事業者に対して公正採用選考人権啓発推進員制度の周知及び研修会等の情報提供を行います。</p>	人権推進課
DVに関する相談・援助	<p>○離婚の原因の一つである配偶者等からの暴力(DV)に関する相談に応じて、安全の確保や秘密の保持等に配慮しつつ緊急性を判断し、必要な指導・援助を行います。</p> <p>○DVの早期発見、早期対応につながるように、「連携・対応手順シート」などを作成し、各課との連携強化に努めます。</p> <p>○「泉南市配偶者からの暴力防止連絡会議」などにおいて、関係機関との情報共有・連携強化を図ります。</p>	人権推進課 家庭支援課
家族に関する意識啓発と講座等の実施	<p>○ひとり親家庭等も含めて多様な家族形態、生活形態があることが市民一人ひとりに理解され、尊重されるよう、講座や情報誌・リーフレットなど多様な媒体を通じて、市民意識の啓発に努めます。</p>	人権推進課



第5章 推進体制と進行管理

1. 関係機関・各種団体との連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進するため、市役所関係各課や関係機関と緊密に連携し、総合的・計画的な施策の推進に努めます。また、泉南市母子寡婦福祉会をはじめとする関係団体や市民との連携・協力を努め、ひとり親家庭等の自立に向けた支援ネットワークの構築をめざします。

特に、ひとり親家庭等の就労に関しては、民間企業・事業者の協力が不可欠ことから、商工会などの経済団体や民間企業・事業者に対し、ひとり親家庭等の就労に関する普及・啓発に努め、理解と協力を求めます。

また、施策・事業の円滑な推進に向けて、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保、雇用促進施策の強化等についてこれら機関に要請していきます。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく施策を計画的かつ実効性を持って推進するため、市民の参画のもとに計画の進捗状況などの定期的な評価を行うとともに、市民の意見・要望・提案などの把握に努めます。

また、庁内において、各年度の進捗状況を検証・評価し、その結果を踏まえて施策の充実・見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めるとともに、進行管理の内容については、広報紙など多様な媒体を通じ市民に公表します。

さらに、今後、ひとり親家庭等を取り巻く環境の変化や国における関係法令の改正など、ひとり親家庭等に関する施策の枠組みの変化などに対して、状況変化を的確に踏まえた計画の見直しを行うとともに、新たなニーズに対応した施策の検討など、柔軟で効率的な施策の展開を図ります。

参考資料

1. 計画策定の経過と体制

(1) 計画策定の経過

日時	内容
令和4年6月15日	第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第1回） ・前計画の検証について ・計画策定の進行管理について ・アンケート調査について
令和4年7月4日 から7月20日	関係機関調査の実施
令和4年8月1日 から8月31日	ひとり親家庭等調査の実施
令和4年10月31日	第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第2回） ・計画の方向性について ・前計画の実施状況について ・アンケート調査の報告について
令和4年12月23日	第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第3回） ・「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画（案）」について ・パブリックコメントの実施について
令和5年1月1日 から1月31日	「第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画（素案）」について、 パブリックコメントを実施。 意見数：1件
令和5年2月14日	第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会（第4回） ・パブリックコメントの結果 ・計画最終案の検討
令和5年3月	第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画 策定

(2) 泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第12条の規定に基づき、泉南市ひとり親家庭等自立促進計画を策定するため、泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ひとり親家庭等自立促進計画策定に関する事項について検討するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員7名以内で組織し、市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係団体の代表者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

4 会議は、委員のうち過半数の出席者により成立とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、家庭支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成19年9月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月6日から施行する。

(3) 第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体	備考
関係団体	滝本 美津代	泉南市母子寡婦福祉会	委員長
	橋野 節子	泉南市民生委員児童委員協議会	
	西本 悦子	泉南市社会福祉協議会	
関係行政機関	伊藤 元治	泉佐野公共職業安定所	副委員長
	長森 薫	大阪府母子寡婦福祉連合会	
一般公募	田宮 待子	市民	

2. 関係機関等における取り組み状況

機関・団体名	取り組み	内容
総合福祉センターあいびあ泉南	PC-Excel 習得講座	総合福祉センターあいびあ泉南にて、9月～10月全4回（土曜日） 【受講料・対象等】300円 ひとり親家庭の母または父 Excel の入っているノートパソコン持参必須
	調剤薬局事務講座	総合福祉センターあいびあ泉南にて10月～11月全5回（土曜日） 【受講料・対象等】教材費6,270円 ひとり親家庭の母または父 全5回すべて受講可能な方
民生委員児童委員	総合相談・支援	担当地域において、日常的にひとり親家庭等の見守りや、生活課題に関する様々な相談業務を実施
泉南市母子寡婦福祉社会	泉南市母子寡婦福祉総会	隔年5月、あいびあ泉南
	大阪府母子家庭母の集い	7月、大阪府立母子・父子福祉センター
	春のお母さん旅行	奥飛騨温泉
	カーネーション旅行	アクアリウムアトア神戸
	ひとり親家庭クリスマス会	12月、あいびあ泉南、参加費100円
	大阪府母子寡婦福祉大会	2月、クレオ大阪中央
	入学祝品贈呈	3月末～4月初め、小学校入学時と中学校卒業時祝い品（ランドセルなど）

機関・団体名	取り組み	内容
社会福祉法人 大阪府母子寡 婦福祉連合会	正・准看護師試験受験対策講座	関西看護医療予備校にて4月～1月土曜日 【受講料・対象等】正看：80,000円 准看：55,000円 ひとり親家庭の母または父 筆記テスト、面接あり
	介護職員実務者研修	未来ケアカレッジ難波校にて5月～10月各コース9回（土曜日）（金曜日） 【受講料・対象等】15,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	登録販売者	大阪府立母子・父子福祉センターにて6月～7月全7回（日曜日） 【受講料・対象等】6,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	介護職員初任者研修	東大阪市男女共同参画センターイコラム（実習（6回）未来ケアカレッジ布施校）にて7月～12月全17回（土曜日） 【受講料・対象等】10,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	医師事務作業補助者養成	大阪府立母子・父子福祉センターにて8月～9月全8回（土曜日） 【受講料・対象等】8,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	日商簿記3級受験対策	大阪府立母子・父子福祉センターにて11月～2月全11回（土曜日） 【受講料・対象等】5,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込

機関・団体名	取り組み	内容
社会福祉法人 大阪府母子寡 婦福祉連合会	介護福祉士	大阪府立母子・父子福祉センター10月～11月全6回 (土曜日) 【受講料・対象等】5,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	エクセル試験対策とワードの基礎知識 (日曜日コース)	高槻市立総合市民交流センターにて10月～12月全8回 (日曜日) 【受講料・対象等】7,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込
	パソコンワード基礎と初級エクセル試験対策 (木曜日コース)	大阪府立母子・父子福祉センターにて12月～1月全8回 (木曜日) 【受講料・対象等】7,000円 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 往復ハガキにて申込

※全講座、保育あり。就職セミナー受講必須

機関・団体名	取り組み	内容
社会福祉法人 大阪府母子寡 婦福祉連合会	ひとり親家庭 相談	大阪府立母子・父子福祉センターにて月曜日～土曜日 10：00～16：00 無料、電話や面接による生活相談・離婚前相談、Zoom 相談可
	法律相談	大阪府立母子・父子福祉センターにて第2土曜日と奇 数月原則第4木曜日（要予約） 無料、弁護士による相談（電話相談も可）
	養育費相談・ 面会交流	大阪府立母子・父子福祉センターにて月曜日～土曜日 10：00～15：00（要予約） 無料、Zoom 相談可
	職業相談	大阪府立母子・父子福祉センターにて月曜日～土曜日 10：00～16：00（要予約） 無料、面接時等にスーツの貸し出し有、Zoom 相談可
ハローワーク 泉佐野	職業相談・職業 紹介	ハローワークにて随時 無料・求職者、お子様連れでも安心して利用できる 「マザーズコーナー」有
	求職活動支援 セミナー	ハローワークにて各セミナー月1回～2回 【受講料・対象等】無料・求職者（「自己紹介文を作 成」セミナーはおおむね35歳までの求職者、「シニ ア向け」セミナーはおおむね60歳以上の求職者） セミナー内容：「マザーズセミナー」「職業訓練のご 案内」「職務経歴書作成」「面接マナー講座」「自己 紹介文を作成」「シニア向け」
	特定求職者雇用 開発助成金	ハローワークにて随時 無料・母子家庭の母等の就職困難者を雇い入れた事業 所（条件有） 事業主への助成金で就労支援

機関・団体名	取り組み	内容
ハローワーク 泉佐野	トライアル雇用 助成金	ハローワークにて随時 無料・母子家庭の母等を試行的に雇い入れた事業所 (条件有) 最長3か月間、トライアル雇用した事業主への助成金 で就労支援
	生活保護受給者 等就労自立促進 事業	ハローワークにて随時 無料・生活保護受給者、児童扶養手当受給者等 泉南市と連携
	生活保護受給者 等就労自立促進 事業 (巡回相談)	泉南市役所にて毎月第2・3金曜日 無料・生活保護受給者、児童扶養手当受給者等 泉南市と連携
	公共職業訓練 (高等職業技術 専門学校)	大阪府内各高等職業技術専門学校にて4月、10月入校 【受講料・対象等】有料科目、テキスト代等実費有・ 求職者(科目により年齢制限有)
	公共職業訓練 (大阪府委託訓 練事業)	大阪府内各訓練実施施設にて4月、6月～3月入校 【受講料・対象等】テキスト代等実費有・求職者(科 目により年齢制限有、科目及び開催月により【託児 付】【ひとり親家庭の父母優先枠】有) 【託児付】【ひとり親家庭の父母優先枠】有訓練科目 (開催月により異なる)：総務・経理事務科、オフィ スソフト+Web科、介護職員初任者養成研修科、医 療事務+OA基礎科、Webデザイン+開発基礎科
	公共職業訓練 (独立行政法人 高齢・障害・求 職者雇用支援機 構大阪支部)	ポリテクセンター関西にて4月～3月入校 【受講料・対象等】テキスト代等実費有・求職者(科 目により年齢制限有)
	求職者支援訓練 (求職者支援制 度)	大阪府内各訓練実施施設にて4月～3月入校 【受講料・対象等】テキスト代等実費有・求職者 条件により職業訓練受講給付金支給

3. 用語の解説

用語	解説
あ行	
ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術と訳されます。コンピュータやデータ通信に関する技術をまとめたよび方。
NPO (エヌピーオー)	Non Profit Organization の略で、民間非営利団体と訳されます。日本においては、市民が自主的に組織し運営する、営利を目的としない市民活動団体という意味で用いられる場合が多く見られます。平成 10 年 12 月に施行された「特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）」により法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO 法人）といいます。
か行	
協働 (パートナーシップ)	市民と行政（または市民と行政、企業）がそれぞれの持つ特性を活かし、補い合い、協力し合い、連携して地域活動や公共的課題の解決にあたること。
公正採用選考人権啓発推進員制度	日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業において人権問題を正しく理解し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行う必要があることから設けられた制度。公正採用選考人権啓発推進員は、一定規模の事業所に設置され、適正な採用選考システムの確立や企業内の従業員に対する人権研修等の実施等を推進します。
さ行	
社会福祉協議会	社会福祉法で規定されている社会福祉団体で、民間組織としての自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの側面を持ち、地域の福祉課題の解決に取り組み、住民が参加する福祉活動を推進する役割を担っています。
た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うこと。

た行	
DV (ドメスティック・バイオレンス)	Domestic Violence の略で、家庭内暴力と直訳されますが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力を意味します。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれます。
は行	
ファミリーサポートセンター	「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する事業。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をします。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、配偶者のない親で現に児童を扶養している人及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導または、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う人のこと。
母子・父子自立支援プログラム策定員	児童扶養手当受給者の自立に向け、ハローワーク等と連携して就労等に関する相談を受け、支援を行う人のこと。
母子父子福祉推進委員	市町村母子福祉会の推薦により知事により委嘱され、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、母子・父子自立支援員や福祉事務所等関係機関との適切な連携により、ひとり親家庭等の福祉の増進に向け活動する人のこと。
ボランティア	個人の自由な意思によって金銭的対価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のこと。
ま行	
民生委員児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当しています。

第4次泉南市ひとり親家庭等自立促進計画

令和5年3月

《編集・発行》	泉南市健康子ども部 家庭支援課 〒590-0592 泉南市樽井一丁目1番1号 電話：072-483-3472
---------	--------------------------------------------------------------



泉南市マスコットキャラクター
「泉南熊寺郎」 ” せんくま”